



# 環境報告書 2007

Environmental Report



獨立行政法人

環境再生保全機構

## 環境報告書 2007 目次

|     |   |    |   |
|-----|---|----|---|
| 1   | 報告書をお読みいただく皆様へ                            | 1  | 頁 |
| 2   | 環境再生保全機構の概要                               | 2  |   |
| 3   | 組織体制等                                     | 3  |   |
| 4   | 経営理念・経営方針・職員行動指針                          | 4  |   |
| 5   | 環境配慮に関する基本方針                              | 5  |   |
| 6   | 特集1 エコドライブの普及に向けた取組                       | 6  |   |
| 7   | 特集2 環境を保全するための緑地の整備                       | 14 |   |
| 8   | 環境保全の取組                                   |    |   |
| (1) | 公害健康被害補償業務                                | 22 |   |
| (2) | 公害健康被害予防事業                                | 26 |   |
| (3) | 地球環境基金事業                                  | 30 |   |
| (4) | 石綿健康被害救済業務                                | 34 |   |
| (5) | P C B 廃棄物処理基金業務                           | 36 |   |
| (6) | 維持管理積立金管理業務                               | 36 |   |
| (7) | 建設譲渡事業及び債権管理・回収業務                         | 36 |   |
| 9   | 業務における環境配慮                                |    |   |
| (1) | 「環境配慮のための実行計画」と<br>「環境物品等の調達を推進を図るための方針」  | 37 |   |
| (2) | 体制及び運営方法                                  | 38 |   |
| (3) | 省エネルギー等の活動                                | 39 |   |
| (4) | 環境物品等の調達状況                                | 43 |   |
| 10  | 社会的取組の状況                                  | 44 |   |
| 11  | 皆様とのコミュニケーション                             | 46 |   |
|     | 【環境報告書の作成にあたって】                           | 49 |   |
|     | 【自己評価結果】                                  | 50 |   |
|     | 【ご意見・ご感想をお寄せください(「環境報告書 2007」についてのアンケート)】 |    |   |



## 1 報告書をお読みいただく皆様へ

独立行政法人環境再生保全機構は、環境事業団と公害健康被害補償予防協会の業務を引き継ぎ、平成 16 年 4 月に設立され、法律で定められた環境の再生と保全のための各種業務を実施しています。

昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長の過程で全国各地に大規模な公害問題が起こり、公害防止施設の建設を推進する機関として、昭和 40 年に公害防止事業団（後の環境事業団）、健康被害者の迅速な救済を図るため、昭和 49 年に公害健康被害補償協会（後の公害健康被害補償予防協会）が設立されました。その後、環境問題の態様の変化に対応して、公害による健康被害を予防するための事業や民間における環境保全活動を支援するための事業などにも取り組んできました。さらに、平成 18 年からは新たに石綿健康被害救済業務を実施しています。

機構は、その業務自体が環境保全を目的としており、業務を適切に実施することにより環境保全に貢献していると考えていますが、それだけに、業務の実施に当たっては、環境に対して格段の配慮が必要です。経営理念・経営方針・職員行動指針に従い業務を遂行するとともに、平成 18 年には、さらなる環境への配慮を徹底するため、「環境配慮に関する基本方針」を策定し、あらゆる業務において環境配慮を実行するように努めています。

環境配慮促進法に基づき、昨年、機構としては初めての環境報告書を作成し公表しました。お陰様で多くの方々にお読みいただき、貴重なご意見を頂戴いたしました。2 回目となる今回の環境報告書では、「より読みやすく分かりやすい」ものとなることを目指し、機構が実施している業務の中から皆様の関心が高いと思われる次の 2 つをテーマに選び、「特集」として詳しく解説しました。ひとつは環境に配慮した自動車の運転方法である「エコドライブ」、もうひとつは約 40 年間にわたって環境保全のための緑地を整備し、平成 18 年度をもって事業が完了した「緑地整備事業」です。ご一読いただければ幸いです。

機構は、今後とも、環境分野の政策実施機関としての使命を果たしてまいります。我々の業務と環境配慮の実績に対するご理解と今後の取組についてご助言・ご意見を賜れば幸甚に存じます。

平成 19 年 9 月



独立行政法人環境再生保全機構

理事長

田中健次



## 2 環境再生保全機構の概要

### ● 設立年月日及び根拠法

平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人環境再生保全機構法  
(平成 15 年法律第 43 号)

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)に基づき、旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団について、事業、組織の見直しが行われ、新たに平成 16 年 4 月 1 日に設立された組織です。

### ● 目的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ることを目的としています。

### ● 役職員の状況

理事長 1 名、理事 3 名、監事 2 名 職員数 154 名  
(平成 19 年 3 月 31 日現在)

### ● 所在地

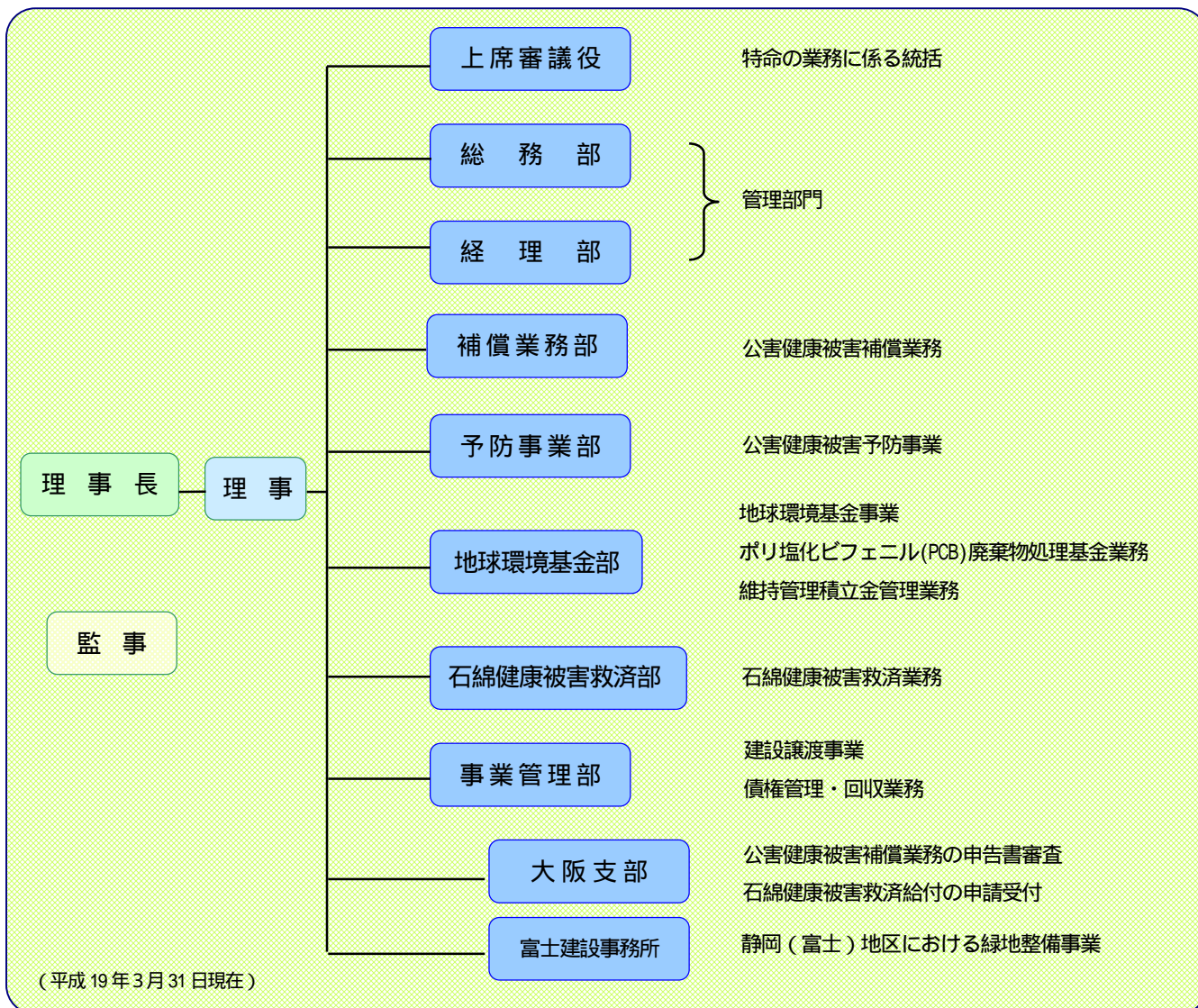
|                           |   |
|---------------------------|---|
| 本部                        | 〒212 - 8554<br>神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番ミュージア川崎セントラルタワー |
| 大阪支部                      | 〒530 - 0002<br>大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目 1 番 49 号梅田滋賀ビル    |
| 富士建設事務所<br>(平成 18 年度末に廃止) | 〒417 - 8601<br>静岡県富士市永田町一丁目 100 番富士市役所内           |

### ● 機構の業務の範囲

| 業務名                     | 業務の内容  |
|-------------------------|--|
| 公害健康被害補償業務              | ・ 公害健康被害の補償に必要な費用の一部をばい煙発生施設等設置者から徴収し、公害健康被害発生地域の市区区へ納付する業務      |
| 公害健康被害予防事業              | ・ 大気汚染による健康被害を予防するため、調査研究、知識の普及、研修事業と地方公共団体が行う事業へ助成する事業          |
| 地球環境基金事業                | ・ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体を支援するための助成等の事業                       |
| ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務 | ・ 環境大臣が指定した処理事業者に対し、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の速やかな処理を図るため、処理費用等を助成する業務 |
| 維持管理積立金管理業務             | ・ 廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務                                       |
| 石綿健康被害救済業務              | ・ 石綿による指定疾病の認定と被認定者等に対する救済給付の支給業務                                |
| 建設譲渡事業                  | ・ 大気汚染対策緑地等を設置し、地方公共団体に譲渡する事業                                    |
| 債権管理・回収業務               | ・ 環境保全のために設置され、及び譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収業務                   |



### 3 組織体制等



### 独立行政法人環境再生保全機構のあゆみ

|              |   |
|--------------|---|
| 昭和 40 年 10 月 | 公害防止事業団発足   |
| 昭和 49 年 9 月  | 公害健康被害補償協会発足  |
| 昭和 62 年 10 月 | 公害防止事業団に大気汚染対策緑地事業追加  |
| 昭和 63 年 3 月  | 公害健康被害補償協会を公害健康被害補償予防協会に名称変更<br>公害健康被害予防事業追加                  |
| 平成 4 年 10 月  | 公害防止事業団を環境事業団に名称変更<br>環境事業団に産業廃棄物処理施設・一体緑地事業追加                |
| 平成 5 年 5 月   | 環境事業団に地球環境基金事業追加  |
| 平成 10 年 6 月  | 環境事業団に維持管理積立金管理業務追加   |
| 平成 11 年 6 月  | 環境事業団に地球温暖化対策緑地事業追加   |
| 平成 13 年 6 月  | 環境事業団に P C B 廃棄物処理事業及び P C B 廃棄物処理基金業務追加                      |
| 平成 16 年 4 月  | <b>独立行政法人環境再生保全機構発足</b><br>- 公害健康被害補償予防協会の業務と環境事業団の業務の一部を統合 - |
| 平成 18 年 3 月  | 石綿健康被害救済業務追加  |
| 平成 19 年 3 月  | 建設譲渡事業の施設整備終了   |



## 4 経営理念・経営方針・職員行動指針

環境分野の政策実施機関として、国内外からの様々な要請に応え、  
環境施策の一翼を担っていきます。

機構は、機構法に基づく業務を適切かつ着実に推進するとともに、独立行政法人に求められる自主的・自律的な組織及び業務運営を行い、また、環境分野の政策実施機関としての役割と基本姿勢を明らかにするため、経営理念、経営方針及び職員行動指針を平成16年に策定しました。

### 経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

### 経営方針

良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。

公共性を見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。

関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。

職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

### 職員行動指針

#### 《機構の使命を果たすための行動》

国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動します。

幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応えます。

常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行します。

#### 《業務に取り組む姿勢》

業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦します。

環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行します。

業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作ります。



## 5 環境配慮に関する基本方針

業務における環境配慮を徹底するため、「環境配慮に関する基本方針」を策定しました。

機構は、業務における環境配慮について、その具体的な取組のための基本的な方針を明らかにするため、「環境配慮に関する基本方針」を平成 18 年に策定しました。

機構のあらゆる業務における環境配慮は、この基本方針に基づいて進めています。

### 環境配慮に関する基本方針

独立行政法人環境再生保全機構は、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

#### (1) 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上

業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。

#### (2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施

環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。

#### (3) 環境への負荷の低減に係る目標の設定

省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。

#### (4) 日常活動における環境配慮

全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。

#### (5) 社会とのコミュニケーション

社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

### 中期目標と中期計画

機構は、主務大臣により指示を受けた「中期目標」(達成すべき業務運営の目標)を達成するための「中期計画」を定め、業務を遂行しています。

現行の中期目標・中期計画は、平成 16 年 4 月から平成 21 年 3 月の 5 年間を対象としており、「業務運営の効率化」として、一般管理費について平成 15 年度比で 15%を上回る削減を行うこと、「国民に対するサービスの向上」として、公害健康被害の補償について適正・公平な徴収を図り必要な費用を確保すること等を定めています。

さらに、機構では、中期計画に基づき年度ごとに年度計画を策定し、業務を遂行しています。

詳細については機構ホームページをご覧ください(<http://koukai.erca.go.jp/rules/rules.html>)



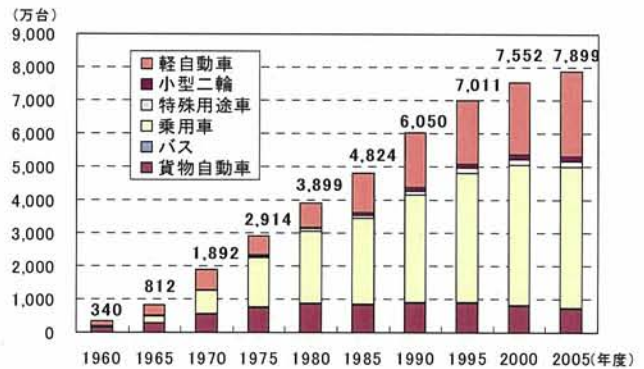
■ご存知ですか? 「エコドライブ」

環境保全を意識した生活は、特に最近注目され始め、新聞・雑誌・テレビなどでも連日取り上げられています。そして、現在の私たちの生活にとって欠かせない自動車についても、大気汚染物質や二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を含む排出ガスの量が少ない低公害車「エコカー」が販売され、皆様の「エコ」の意識の広まりによって、街中でも多く見られるようになってきました。

しかし、日本国内の自動車普及台数が年々増加しているため(平成17年度(2005年度)には約7,900万台、つまり国民3人に2台近い保有数)、自動車の環境への影響は依然として大きく、この環境負荷を低減するには、「エコカー」が普及するだけでなく、ドライバーの一人ひとりが環境に配慮した運転方法、いわゆる「エコドライブ」に真剣に取り組んでもらう必要があります。

その「エコドライブ」の実践も幾つか方法はありますが、“やさしい発進を心掛ける”だけでも燃費が約10%も改善するといわれています。

これはバス、トラック、タクシーなどの業務用車両だけの話ではありません。乗用車や軽自動車が大半を占めるいま、私たちが日常生活の中で自動車を運転するときも、「エコドライブ」を実践する必要があります。



国内の自動車保有台数の推移 (国土交通省陸運統計要覧をもとに作成)

■京都議定書の目標達成に向かって・・・

機構の推進するエコドライブ

エコドライブ診断モデル事業

自治体と協力し、「エコドライブ診断システム」を使ってエコドライブ技術習得と意識の高揚を図ります。

詳しくは・・・ p. 8をご覧ください

エコドライブコンテスト

事業所のエコドライブの取組内容について審査・表彰し、企業のエコドライブ活動が全国に普及することを目指します。

詳しくは・・・ p. 9をご覧ください

「エコドライブ」は、地球温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画の中で、4省庁(経済産業省・国土交通省・環境省・警察庁)で組織する「エコドライブ普及連絡会」が中心となり普及・推進を図ることとされ、国全体で取り組むべき対策・施策と位置付けられています。

平成18年6月には、普及連絡会により「エコドライブ普及・推進アクションプラン」が発表され、具体的なエコドライブ施策が示されました。また、同年10月には、新たな「エコドライブ10のすすめ(右ページをご覧ください)」が示され、これに沿って関係省庁と関係機関が連携して普及に取り組んでいくことになりました。

機構は、普及連絡会と連携して、この「エコドライブ」を企業や一般の方々にご理解いただき、実践につながるよう各種の普及啓発事業を展開しています。



はじめましょう。

燃費が良くなるCO<sub>2</sub>の排出量が減る。

# 地球環境にやさしい運転。 エコドライブ

大気環境の保全のために環境再生保全機構は「エコドライブ10のすすめ」を推奨しています。

1

## ふんわりアクセル「Eスタート」

やさしい発進を心がけましょう。

普通の発進より少し緩やかに発進する（最初の5秒で時速20キロが目安です）だけで11%程度燃費が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。時間に余裕を持ってゆったりした気分で運転しましょう。

2

## 加減速の少ない運転

車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。

車間距離に余裕をもつことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化します。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなります。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。

3

## 早めのアクセルオフ

エンジンブレーキを積極的に使しましょう。

エンジンブレーキを使うと、燃料の供給が停止される（燃料カット）ので、2%程度燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジンブレーキで減速しましょう。また減速したり、坂道を下る時にはエンジンブレーキを活用しましょう。

4

## エアコンの使用を控えめに

車内を冷やし過ぎないようにしましょう。

気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。

5

## アイドリングストップ

無用なアイドリングをやめましょう。

10分間のアイドリング（ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を浪費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐車の際はアイドリングを止めましょう。

# エコドライブ 10のすすめ

6

## 暖機運転は適切に

エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。

現在販売されているガソリン乗用車においては暖機不要です。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5分間暖機すると160cc程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加します。

7

## 道路交通情報の活用

出かける前に計画・準備をして、

渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。

1時間のドライブで、道に迷って10分余計に走行すると14%程度の燃費悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備をしましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約になります。カーナビやカーラジオ等で道路交通情報をチェックして活用しましょう。

9

## 不要な荷物は積まずに走行

不要な荷物を積まないようにしましょう。

100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。

8

## タイヤ空気圧をこまめにチェック

タイヤの空気圧を適正に保つなど、  
確実な点検・整備を実施しましょう。

タイヤの空気圧が適正値より50kPa(0.5kg/cm<sup>2</sup>)不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。

10

## 駐車場所に注意

渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。

交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらす余分な排出ガスを出させる原因となります。平均車速が時速40kmから時速20kmに落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。

環境再生

検索

<http://www.erca.go.jp/>

 独立行政法人環境再生保全機構

データ出所 (財) 省エネルギーセンターなどの測定結果

## 機構の取組 — 1 ～ エコドライブ診断システムを使ったモデル事業



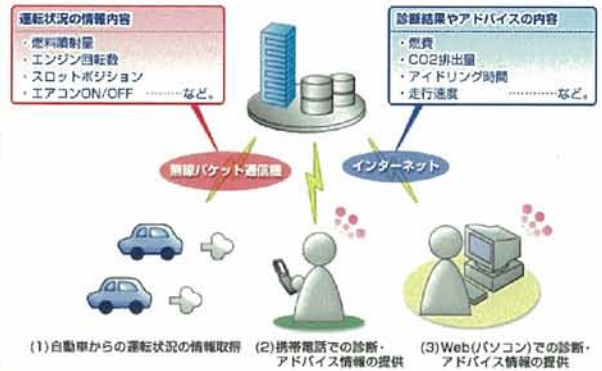
「エコドライブを実際にやっています！」  
 そう答える人も徐々に増えているようです  
 しかし、本当にエコドライブが効果的に  
 実践できているのでしょうか？

### ■エコドライブ診断システムってどんなもの？

機構では、燃費情報を表示したり、急加速や空ぶかしをしたときには赤色に表示部が点滅してドライバーに警告する車載機「エコマネージャー」を開発しました。

さらに、エコマネージャーには運転データの発信機能が搭載されていて、集められたデータをデータサーバが解析して、診断結果やエコドライブのアドバイスをインターネット経由でドライバーに提供します。このシステムを『エコドライブ診断システム』といいます。

このシステムを活用することにより、ドライバーはエコドライブ技術の向上をさらに図ることが可能です。



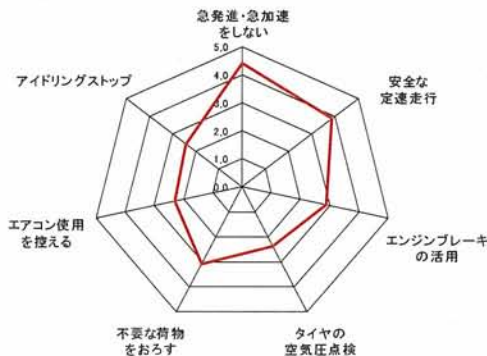
エコドライブ診断システム概要図

### ■自治体を通じたモニター事業を展開

実際にこのシステムを使い、多くの方にエコドライブを実感していただくため、自治体が行うエコドライブ普及推進事業の一環として、このシステムを用いたモニター事業を行っていただいております。モニターの対象は、主に一般市民や自治体の方々です。

平成 18 年度に実施した会津若松市での公用車モニター事業で、エコドライブ実施前後の平均燃費を比較（事業実施期間の前年度同期と比較）したところ、前年度 11.2km/L に対して 12.3km/L と、約 10% 程度燃費が良くなり、実際にシステムを活用しながらエコドライブを実践いただくことで、燃費が改善することが確認されました。

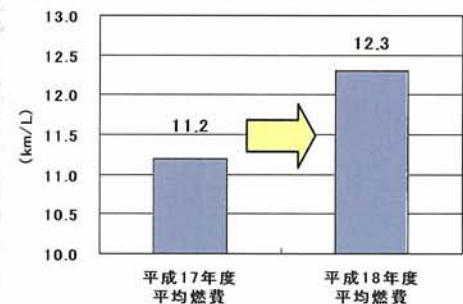
では、モニターの方々は実際にエコドライブ実践方法のうち、何が実践しやすかったのでしょうか・・・。



平成 18 年度名古屋モデル事業  
 アンケート結果より（モニター車両数 16 台）

平成 17, 18 年度事業実施一覧

| 自治体      | 台数    | 期間         | 対象モニター                         |
|----------|-------|------------|--------------------------------|
| 平成 17 年度 | 仙台市   | 8～10月(3ヶ月) | 公用車(市職員)                       |
|          | 大阪府   | 9～11月(3ヶ月) | 公用車(府職員)<br>一般(大阪府エコドライブ実践事業者) |
| 平成 18 年度 | 会津若松市 | 9～2月(6ヶ月)  | 公用車(市職員)                       |
|          | 川崎市   | 11～1月(3ヶ月) | 一般(自動車販売店販売員)                  |
|          | 豊田市   | 9～2月(6ヶ月)  | 一般(市民)                         |
|          | 名古屋市  | 6～9月(4ヶ月)  | 一般(市民)                         |



これについてそれぞれ実践項目ごとにアンケートをとったところ、左図の結果となりました。

“急発進・急加速をしない”や“安全な定速走行”は、意識しやすく実践しやすい項目であると同時に、“エアコンの使用を控える”や“タイヤの空気圧点検”などは、比較的实践しにくいということがわかりました。

このように燃費改善効果が確認されたこと等を踏まえて、今後、さらに効果的なエコドライブの普及方法を検討してまいります。



企業の取組む「エコドライブ」  
社内体制や教育体制を整えることが重要です  
そんな「エコドライブ活動」を  
評価・表彰する『エコドライブコンテスト』

### ■『エコドライブ活動』のコンテストとは？

大気汚染物質や二酸化炭素の排出を抑えられると  
いった環境保全の取組「エコドライブ」。

それは同時に燃費改善効果があることから、営業車  
や輸送車両を抱える企業にとっては経費削減の視点  
からも注目されており、企業の社会的責任CSR  
(Corporate Social Responsibility) 活動の取組と  
して、また、グリーン経営認証取得を目的として「エ  
コドライブ」を取り入れるなど、経営改善の面からも  
重要視されはじめています。

このように企業の取組むエコドライブ活動を評  
価・表彰するのがこの『エコドライブコンテスト』で、  
平成16年度から環境再生保全機構と環境省の主催に  
より実施しています。

### 「大気汚染防止推進月間」表彰式



平成18年度表彰式記念撮影(若林環境大臣を囲んで)

### ■多くの事業所が参加しています

平成18年度までに実施した3回のコンテストで、延べ573事業所、35,096台の参加がありました。今  
後ともコンテストに参加いただくことで、自社のエコドライブ活動のレベルの確認や、ステップアップ  
の動機として活用いただくことを願っています。



### エコドライブコンテストの発展を願って

館内 端 氏

「エコドライブ」に関する国民の認知度や興味が、ここ数年で大きく膨らんできて  
おり、私が各地で登壇した講習会や講演会でも、それを実感しているところです。

「エコドライブ」は、地球温暖化や大気汚染の防止策として有効で、誰もが簡単に  
その方法を習得でき、さらには全ての人が損をしない活動ですので、環境改善や企業  
の経営改善の観点から、なるべく早く普及していくことが期待されます。

機構が行うこの「エコドライブコンテスト」も、過去3回の実施によって企業のエコドライブ活動の普及に  
大きく貢献してきました。しかし、今後さらに有意義なコンテストになるために進化していく必要があるでしょ  
う。例えば、今はまだ経営者やドライバー管理者のためのコンテストにとどまっていますが、将来的には現場  
(ドライバー)を巻き込んだコンテストにすることが重要な課題でしょう。経営者、管理者、ドライバーが一  
体となりエコドライブ活動に取り組む・・・、その核となるようなコンテストに発展することを願っています。

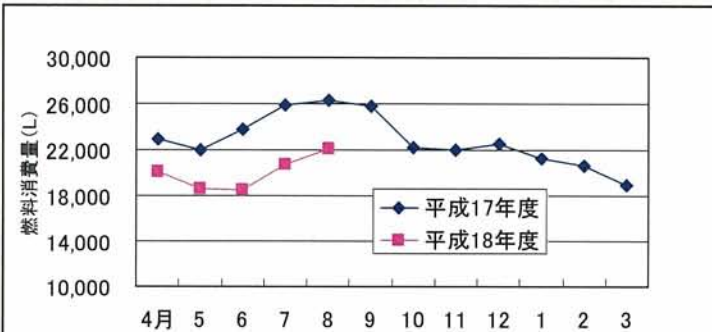
館内 端 (たてうち ただし) ○自動車評論家 / 日本EVクラブ代表 / エコドライブコンテスト選考委員

1972年、日本大学理工学部機械工学科卒業。レーシングカーの設計者としてレースカーの設計を手がける。1977年の日本F1グランプリレースにエンジニアとして参戦。  
その一方で、自動車評論に取組み、各種原稿執筆や講演会、行政機関委員として幅広く活躍している。また1994年にボランティア組織である日本EVクラブを設立し、電気  
自動車を中心に低公害車の普及を市民の立場から促進している。エコドライブ活動の普及については、年間数多くの講演を通じて全国的な普及に力を入れており、1998年に  
は低公害車の普及活動で環境大臣表彰を受ける。

## ■優秀事業所の取り組みを紹介

エコドライブコンテストで評価項目としているのは右の6点です。

ここでは平成18年度コンテストに応募があった175事業所の中で、特にユニークだった優秀取組事例の一部をご紹介します。



### 環境大臣賞：佐川急便(株)川崎店

「軽油月間使用量5kL削減」という具体的かつ高い目標を掲げて社内一丸となり達成努力。18年度は前年度に対して月平均4kL削減に至っている。

### 理事長賞：中越運送(株)板橋営業所

「基本的なことを確実に実施」することを念頭に置き、着実にエコドライブ活動に取り組んでいる。

具体的には、アイドリング防止のためドライバーと車のキーをチェーンで結びつけたり(写真)、ドライバー自らが点検整備を実施し、「愛車」精神が育まれるよう、教育体制を組織化する等の取組がされている。



|       |  |
|-------|--|
| 社内体制  | どのような社内体制(方針・目標・管理体制など)で活動を行ったか。           |
| 燃費管理  | どのように燃費などの目標の達成状況を把握し、どのような方法で燃費向上の管理をしたか。 |
| 成果    | どの程度燃費が向上したか。また燃費以外にどのような効果が得られたか。         |
| 従業員教育 | 従業員にどのようなエコドライブの教育・指導を行ったか。                |
| 評価の実施 | 社内でどのような評価を行って、エコドライブの取組を向上させようとしたか。       |
| 継続性   | エコドライブ活動を継続するため、どのような取組を実践しているか。           |

まず、エコドライブの効果を示す指標は燃費で表されることが多く、燃費数値を上げることが目標にすることが一般的ですが、環境大臣賞を受賞した佐川急便(株)川崎店は、それに加えて川崎店全体の軽油使用量を抑えるため「軽油月間使用量の削減」という形で示し、社内一丸となり達成しようという雰囲気を作り上げています。実際に削減量を社員が把握することで、二酸化炭素や大気汚染物質を低減していることを実感しながら取り組むことができました。

次に、理事長賞を受賞した中越運送(株)板橋営業所は、キーチェーンを使用してドライバーが車を一時的に離れる際にアイドリングストップが自然とできるようにしたり、車両ごとの燃費管理を細かく行い、対前年同月と比較して目標管理をするなど、「基本的なことを確実に実施」したことが評価されました。

企業でエコドライブ活動が定着するには、経営者とドライバー(運送業等では運行管理等を行うドライバー管理者も含む)が一丸となり取り組む必要があります。経営者のトップダウンだけでは組織も機能せず、ドライバー管理者やドライバー自身がエコドライブの重要性を認識し、自発的に取り組めるように、経営者・管理者は組織化することが重要であり、これが「エコドライブ活動」成功への道と考えます。

## ■コンテスト実施効果を検証

平成18年度のコンテストで、燃料削減量に関する情報が寄せられた68事業所のデータから、エコドライブ活動によるCO<sub>2</sub>排出削減量を推定したところ、年間7,536t-CO<sub>2</sub>(二酸化炭素換算トン)、軽油に換算すると約287万L/年を削減したことになりました。

力試しやステップアップの手段としてこのコンテストを活用いただくことで、ガソリンや軽油などの燃料消費量の削減につながっていきます。

## エコドライブの効果

### ■一つひとつの積み重ねで大きな効果

エコドライブを実践することで燃費が改善することは、既に一般的にも明らかになっており、機構の行うエコドライブ診断モデル事業やエコドライブコンテストを通じても確認されていますが、今後普及することで温暖化対策としてどれだけの効果があるのでしょうか？

7ページのエコドライブ10のすすめにある「⑤アイドリングストップ」を、ガソリン乗用車で実践した場合を試算してみます。

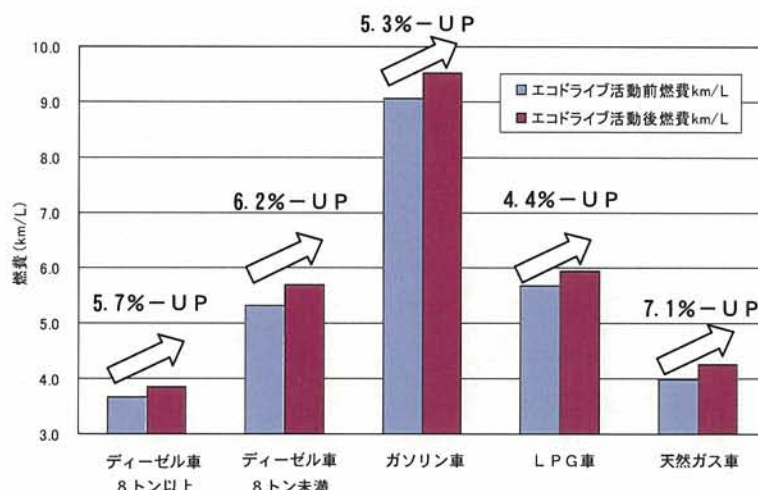
まず、1日5分間アイドリングを控え、年間180日実行すると11.7Lの節約になります。1台の年間削減量は大したことなく感じますが、仮に国内の乗用車4,275万台全てが実行したとすると、CO<sub>2</sub>で116万トンを削減できることとなります。京都議定書で示された運輸部門のCO<sub>2</sub>削減目標量が1,100万トンですから、その1割を占めることとなります。

もちろん軽油を使用するディーゼル車やLPガス自動車などでもエコドライブによる燃費削減効果が確認されており、平成18年度のエコドライブコンテストでは、各車種とも燃費向上効果が事業所より報告され、全体で約6.5%燃費が向上しています。

国民全体でエコドライブに取り組むことで、CO<sub>2</sub>排出量削減による地球温暖化防止に大きく貢献できることが分かっているだけだと思います。

「アイドリングストップ」実行効果の試算

|                           |                          |  |
|---------------------------|--------------------------|--|
| 燃料削減効果                    | 0.13L/(10分・台)            | 「エコドライブ10のすすめ」(財)省エネルギーセンターのデータより  |
| 1日実施時間                    | 5分/日                     |  |
| 1日燃料削減効果                  | 0.065L/(日・台)             |  |
| 年間運転日数                    | 180日/年                   | 2日に1日で想定   |
| 年間燃料削減効果                  | 11.7L/(年・台)              |  |
| 年間CO <sub>2</sub> 削減効果    | 27.2kg/(年・台)             | ガソリン2.321kgCO <sub>2</sub> /L<br>〔「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」(H15環境省)より〕 |
| 年間乗用車CO <sub>2</sub> 削減効果 | 116万t-CO <sub>2</sub> /年 | 2005年の国内自動車保有台数のうち、乗用車4,275万台  |



各車種のエコドライブによる燃費の向上  
(平成18年度エコドライブコンテスト報告書より)

### 今後の取組 ～自動車を運転する全ての方々に向けて～

このように、地球温暖化防止や大気汚染物質の低減に効果があるこの「エコドライブ」。今後より多くの方々に「エコドライブ」という言葉だけでなく、その具体的な実践方法や効果を知っていただきたいと思えます。実践するために専門的な知識や特別な技術は決して必要なく、誰でも、そして今日からでも取り組むことができます。

機構では、現在取り組んでいる「エコドライブ診断システムを用いたモデル事業」や「エコドライブコンテスト」を、より一層効果が高い事業になるように努力していくほか、エコドライブの普及に向け、新たな展開を検討していきます。

## 平成 18 年度エコドライブコンテスト最高賞受賞事業所にインタビュー

平成 18 年度エコドライブコンテストに応募いただいた 175 事業所から、最高賞である『環境大臣賞』に輝いた、神奈川県川崎市の**佐川急便(株)川崎店**。受賞の感想や周りの反応、さらには今のエコドライブの取組の状況についてお聞きしました。

### 『青天の霹靂でした』

#### ■□ —まずは受賞の感想をお聞かせください

正直に言ってビックリしました。まさに『青天の霹靂』(笑)。取組は日頃からしっかりやってきましたが、それが本当に凄い取組だったのか客観的に考えたことがなかったんですね。だから評価というか結果が後からついてきた感じで、そう思うとたいへん嬉しい。

#### ■□ —社内での反響はいかがでした？

とにかく喜んでますね。ドライバーもそれを管理する側も。やはり自分たちの取組が外部から評価された、というのは大変嬉しいことです。同業他社からは、「どんな取組をしていたのか？」といった問い合わせもありました。

あと、社内では映像による“社内報”が回ってくるんですが、それに川崎店のコメントや実際のドライブしている時の様子を解説したものが載せられたり・・・。やはりそういうふうに取り上げられるのは嬉しいものです。

#### ■□ —そもそも、この「コンテスト」をどのように知ったのでしょうか？

たまたまインターネットで、その当時から気にしていた「エコドライブ」という言葉を担当が引いたんです。そうしたらこのコンテストを見つけて・・・。その頃はエコドライブを実践している！という自覚はあまり無かったのですが、アクセルワークに気をつけて、エンジン回転数が 1,500rpm を超えないようにすることや、タイヤの空気圧の点検を怠らないことなど・・・、つまりエコドライブに当てはまることは実践していたんですね。だから応募に必要な燃費データを再度念入り



インタビューに答えて  
いただきました

木下 仁志 氏  
佐川急便(株)川崎店  
安全推進課主任

に見直して、じゃあコンテストに参加しよう、となりました。

### 『請求書の数も減りましたね』

#### ■□ —表彰された取組事例として、「高い目標の設定」がありますが、どのように設定したのでしょうか？

確かに、約 80 台のトラックで月 5,000L の軽油使用量削減は大変！って感じるかもしれませんが、実際 3,000~4,000L くらいはいけるんじゃないかなっていう手ごたえは設定前からありました。先ほどのアクセルワーク指導やタイヤ空気圧点検、また安全指導の立場からの添乗指導などを通じて、毎月燃料使用量が減っていった・・・、請求書の数自体も減ってきましたしね(笑)。これはこれくらいの目標値はいつか達成できるんじゃないか・・・と思って設定したのです。

#### ■□ —トラックのエンジン回転数 1,500rpm 以内で常時運転・・・それって普通にできることなんですか？

ガソリン車で考えるとありえない気がしますが、トラックの場合は意識すれば普通にできるものです。ただし、普通、ドライバーさんたちはあまり燃費を気にしていません。当社の場合もはじめはそうでした。スタート時

に低ギアで引っ張ったりしてしまう。そういうことを添乗教習等を通じて、細かく指導しました。

## ドライバーも『悔しいなあ』

- —ドライバーさんとのコミュニケーションはとても大事ですね。他にこの点で気を配られたことは？

とにかく各ドライバーの燃費に関するデータをドライバー自身に伝えることから始めました。最初は、「あっそう」というリアクションでしたが、それを掲示に張り出したり朝礼で確認したり…。結果を見てドライバーも「悔しいなあ」と言ったりして、意識の定着が図れていきました。

それでも各車両の車種やルートで燃費は違いがありますから、今では各ドライバーごとに目標値を設定することになっています。今年度は、昨年度同月の燃費に対して+0.5km/Lが燃費目標値。これは意識しないと達成できない。



各車両には、目標燃費のシールが張ってある。自然と見える所だから気にせずにいられない。

- —今後更なるエコドライブ活動を継続するにあたり、何を意識していますか？

まず、良いと思うことを考えて、それを実行に移す。それがドライバーを管理する側の役目ですからね。そして目標燃費シールを貼るなど小さなことでも、手作りでも細かく、そして柔軟に動く。幸い、「川崎店」という営業店の範囲では自由に動ける体制にあるので。まず実行して、浸透してきたら定着を図る。一つひとつステップを踏んでいきます。

さらに最近課題としているのが、増えてきた営業車両です。これらは軽自動車、全てオートマチック車。さらにタコメーターがついてい

ないし、営業車両なので、運転者の中には新人やアルバイトドライバーもいる。トラックの時の教育体制や内容も変えなければなりません。



事務所の入り口に受賞を記念した看板が掛けられている

## 『まだ課題はあります』

- —エンジン回転数を目安にした教育ができない…ということですね。

はい。なので密に指導をするなどで対応しています。具体的には短い間隔で教習者が同乗し、その時にエアコンの使い方や交差点でのアクセルワークなども細かく指導する。新人には早めに手を打っておくことが大事かなど。燃費を考えると本当はマニュアル車がいいのですが、慣れの問題もあって、営業車両は安全面からオートマチック車の方が良いだろうと総合的に判断しています。それでもこれらの体制作りは、まだまだこれから…と思っています。

- —最後に一言…機構への要望もありましたら是非お願いします。

今回の受賞によって、社内全体のエコドライブ活動のモチベーションがさらに上がりました。これからも昨年度の評価に負けぬように努力していくつもりです。

要望は…、そうですね、もう少し事後の発信の場があるとうれしいですね。表彰された事業所にとって今後継続して取り組んでいくモチベーションになると思います。

- —ありがとうございました。機構も今後さらにこの「コンテスト」が有意義なものになるよう努力してまいります。



# 7 特集2 環境を保全するための緑地の整備

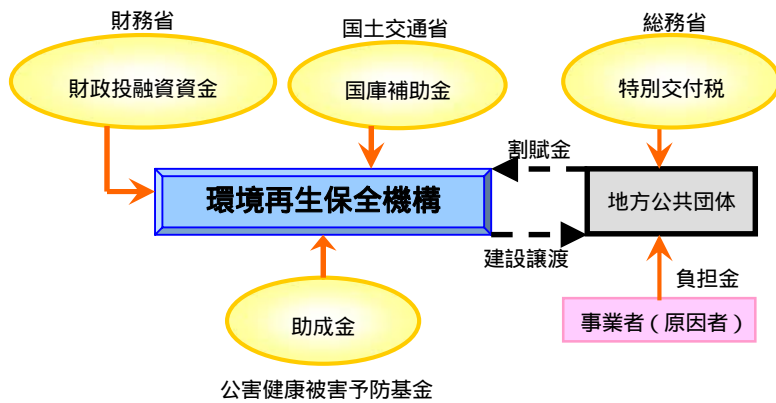
## 環境再生保全機構の緑地整備の取組

「緑地」と一言で言っても、整備する目的や方法にはさまざまなものがあります。機構では、旧公害防止事業団・環境事業団の時代から40年以上にわたり、地方公共団体からの要請を受けて、オーダーメイド方式で環境を保全するための緑地の整備を進めてきました。事業を開始した昭和41年度から平成18年度までに、全国42地区（68事業箇所）総面積1,226ヘクタール（ha）の事業を実施しました。

機構の緑地整備事業は、平成18年度をもってすべて終了しましたが、これまでに実施した事業を振り返り、その成果を紹介します。

### 緑地を整備する仕組み

機構の緑地整備事業は、産業公害の防止、大気汚染による公害の防止、地球温暖化対策の推進、産業廃棄物の広域的な処理の推進等、環境保全対策上のための緑地を計画する地方公共団体からの申し込みによって実施されます。事業に要する資金は、地方公共団体からの頭金、国土交通省からの補助金、



公害健康被害予防基金からの助成金（大気汚染対策緑地の場合）と、残りは財務省からの長期・低利の財政投融資資金（長期・割賦で返済平成14年度からは財政投融資資金及び財投機関債）から調達されます。

また、地方公共団体からの割賦償還元金（割賦金）について総務省から特別交付税が交付されます。

なお、共同福利施設については、法律に基づく企業負担がありました。

### 事業の実績



これまで機構が実施してきた緑地整備事業は、その目的や用途によって4種類に分類されます。今回は、そのうち3種類の事業について、実際の事例を紹介いたします。

|  |  |
|--|--|
| 共同福利施設（緩衝緑地）<br>29地区 53事業箇所<br>1,119.5ha | 産業公害を防止するため、工場・事業場地域と住宅地との間に緩衝緑地を整備し、合わせて工場の従業員と地域住民等の福利に資する施設を整備。( P.15)                        |
| 地球温暖化対策緑地<br>3地区<br>3事業箇所 23.6ha         | 廃棄物の最終処分場の埋立跡地、土壌汚染地等有効な土地利用が望めない土地を対象に地球温暖化対策の推進のためCO <sub>2</sub> の吸収源となる緑地（都市公園）として整備。( P.16) |
| 大気汚染対策緑地<br>9地区<br>11事業箇所 72.2ha         | 旧公害健康被害補償法の第一種地域、NOx特別措置法の特定地域において、樹木等の大気汚染浄化能力に着目した緑地（都市公園）を整備。( P.19)                          |
| 産業廃棄物処理施設・一体緑地<br>1地区<br>1事業箇所 10.5ha    | 産業廃棄物の広域処理を推進するため、旧環境事業団が整備する一定規模以上の処理能力を有する最終処分場と一体となって、周辺又は跡地を緑地（都市公園）として整備。                   |



## 緑地事業の全体像～緑地タイプ別整備事例紹介～

### 「人の健康を守る緩衝緑地」～共同福利施設～

共同福利施設は、工場・事業場地域と住宅地の間に緩衝緑地を整備して、周辺住民や工場の従業員など地域の方を公害から守り、同時に福利に貢献できるよう整備された施設です。

これまで、共同福利施設として、全国で29地区の工業地帯で、1,119.5ヘクタールの緩衝緑地を整備しました。これらの事業のうち、平成16年度に機構が完成させた事業である和歌山地区（第3期）の共同福利施設を実際の事業例として紹介します。

#### 事業目的及び概要 和歌山地区（第3期）共同福利施設

この事業は、和歌山下津港の臨海工業地帯において、硫黄酸化物、降下ばいじん、騒音等による被害を防止するために、第1期（湊地区、松江地区）、第2期（西松江地区）に引き続く第3期事業として、工業地域と住居地域との間に共同福利施設を設置したものです。平成12年度に事業着手し、平成16年度に5.5ヘクタールの緑地を完成させました。

開園直前の写真



開園6ヶ月後の写真



本緑地の整備に当たっては、計画段階で本事業に対する住民意向調査（アンケート）を実施し、設計工事段階で地域住民等が参加した緑地検討会を開催しました。地域住民からは、「大気汚染防止などの緩衝緑地機能を確保して欲しい」、「サクラの花見ができる芝生広場が欲しい」等の意見が出され、取り入れながら整備しました。

また、松江地区（第1期事業）で地域の子供達がどんぐり拾いをして、2年かけて苗木に育て、本緑地に植栽しました。



← 住民参加の緑地検討会

地域住民等が参加した緑地検討会を設置し、整備内容について検討いただきました。

緑地断面図（説明板）

緑地の考え方を知らいただくために、説明板を設置しました。



← トンボ池とみんなの原っぱ

地域住民の意見を取り入れ、桜の花見ができる芝生広場を整備しました。

枯山水の窪地

雨水を集める窪地は、自然石を用いて周辺の景観になじむよう配慮しました。



## 「地球温暖化を防ぐために」～地球温暖化対策緑地～

地球温暖化対策緑地は、廃棄物最終処分場の埋立跡地等有効な利用が望めない土地を対象に、地球温暖化対策の観点から二酸化炭素の吸収源の確保と都市のヒートアイランド現象の緩和等の機能を有する緑地として整備したものです。

これまで全国で3地区、23.6ヘクタールの地球温暖化対策緑地を整備しました。そのうち、山形地区と富山地区の事業例とともに、機構が提唱した「循環林」の考え方について紹介します。

### 事業目的及び概要 (1)山形地区地球温暖化対策緑地

本緑地は、山形市街地より西へ4km程離れたところに位置し、工場跡地の汚染土壌を処分した産業廃棄物最終処分場の跡地及びその周辺地に造られました。

整備後2ヶ月の写真



整備後2年の写真



平成12年度に事業着手し、平成16年度に15.6ヘクタールの緑地を完成させました。公園づくりに際しては、市民の積極的な参加を得て、「みどり・ひと・いきものたちの環を育み、いつまでも市民が楽しめる公園」をコンセプトに整備しました。また、自然エネルギー（温泉）を活用した足湯の施設など、特徴のある公園となっています。



← 屋内多目的コート棟ソーラー発電  
建物の屋根にソーラー発電パネルを設置し、建物内に電気を供給しています。

親水池の水を有効利用 →  
親水池で利用した水を夜間に樹木への散水等に利用しています。



← 河川水引込による生物多様性の確保  
緑地内に河川水を引き込み、周辺生物生息環境との一体化を図っています。

温泉による足湯 →  
温泉による足湯を整備し、自然エネルギーを有効活用しています。



## 事業目的及び概要 (2) 富山地区地球温暖化対策緑地

本緑地は、富山市街地より北西へ4km程離れたところに位置し、一般家庭から排出されたゴミの焼却灰を主に処分した一般廃棄物最終処分場の跡地及びその周辺地に造られました。

平成13年度に事業着手し、平成16年度に5.9ヘクタールの緑地を完成させました。本緑地の整備に当たっては、地域住民によるワークショップを開催し、基本計画の段階から地域住民の意見を取り入れて、豊かな緑、自然観察園、遊具、芝生広場、軽スポーツや散歩が楽しめる林間広場等を整備しました。



### ↑ 雨水と井戸水を利用したビオトープ

雨水の一部を池に貯留し、生物の生息空間として整備しています。休憩舎(中央奥)は、自然素材の茅葺屋根にしています。



### ↑ 循環林の活用拠点の作業納屋(草屋根)

木造在来工法の構造で、納屋上部は草屋根にし、トイレ上部は採光と自然換気が行えるようにしています。



### ↑ 駐車場の芝ブロック舗装

駐車場の駐車帯の舗装は緑の面積を増やすため、芝ブロックを使用しています。



### ↑ 屋根の雨水の有効活用

パークセンターの屋根に降った雨水は貯水タンクに貯めて、周辺の植物の散水に利用しています。



### ← 生物が生息できる土留め擁壁

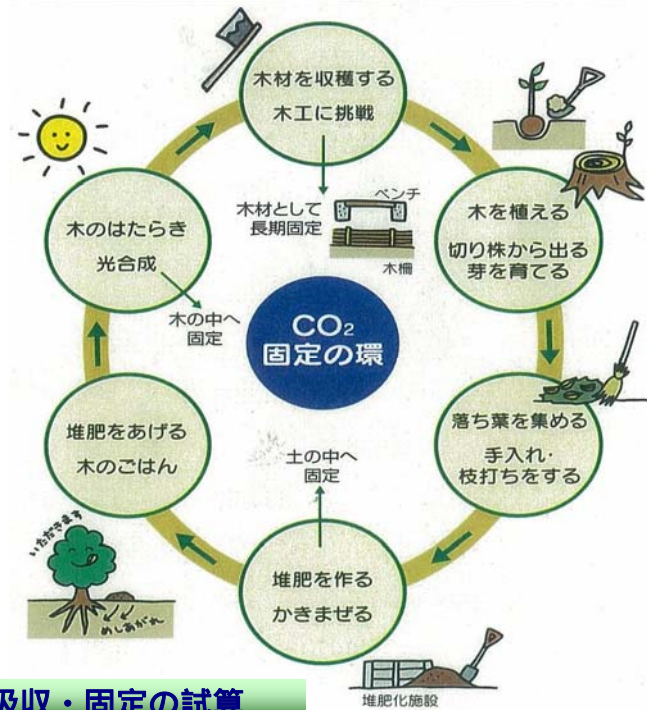
コンクリート擁壁にせず、金網に小石等を詰めた壁面にして植物や小動物が生息できるようにしています。

## 地球温暖化の防止と資源の有効利用を進める～「循環林」の考え方の提唱～

循環林は、植栽した樹木の育成管理、成長した樹木の伐採・発生材の利用、幼齢木の植樹のサイクルを繰り返し、継続的にCO<sub>2</sub>の固定を図ろうとするものです。循環林の管理には、長期にわたり世代を超えて地域住民の参加を期待するものです。

樹木は、壮齢期に達すると光合成によるCO<sub>2</sub>固定の効果が低下するため、循環林では、植栽した樹木を育成管理した後に伐採し、萌芽更新させたり、樹高2～3m程度のものを中心とした幼齢木を植えたりします。また、発生材は公園施設、木チップ、堆肥等に利用します。

このサイクルを住民参加の自然観察会等で体験することで、自然の循環を学びます。



## 地球温暖化対策緑地におけるCO<sub>2</sub>吸収・固定の試算

地球温暖化対策緑地で、実際にどのくらいのCO<sub>2</sub>を固定しているかについて、研究例をもとに試算してみました。

山形地区及び富山地区の緑地では、それぞれ年間172.22t-CO<sub>2</sub>、81.88t-CO<sub>2</sub>となります。これは、それぞれ17人分、8人分のCO<sub>2</sub>排出量が吸収・固定される計算結果となります。

(我が国1人あたりの排出量(平成17年度):10.12t-CO<sub>2</sub>/人・年で換算)

二酸化炭素の固定量の計算(基本設計報告書より)

| 植生タイプ                | 純生産量          | 二酸化炭素換算                        |
|----------------------|---------------|--------------------------------|
| 針葉樹林(マツ、スギ、ヒノキなど)    | 14 t / ha ・ 年 | 22.82t-CO <sub>2</sub> /ha ・ 年 |
| 常緑広葉樹林(クス、シラカシ、シイなど) | 20 t / ha ・ 年 | 32.60t-CO <sub>2</sub> /ha ・ 年 |
| 落葉広葉樹林(クヌギ、ケヤキ、ナラなど) | 9 t / ha ・ 年  | 14.67t-CO <sub>2</sub> /ha ・ 年 |

山形地区地球温暖化対策緑地のCO<sub>2</sub>固定量の試算(常緑広葉樹林:落葉広葉樹林=3:7)  
樹林地面積8.59ha(緑地面積15.6ha)のCO<sub>2</sub>固定量=172.22t-CO<sub>2</sub>/年

富山地区地球温暖化対策緑地のCO<sub>2</sub>固定量の試算(針葉樹林:常緑広葉樹林:落葉広葉樹林=1:6:3)  
樹林地面積3.12ha(緑地面積5.9ha)のCO<sub>2</sub>固定量=81.88t-CO<sub>2</sub>/年

## 「大気汚染を浄化するための緑地」～大気汚染対策緑地～

大気汚染対策緑地は、大気汚染が著しかったり、今後著しくなるおそれがある地域（旧公害健康被害補償法の第一種地域、NOx特別措置法の特定地域等）において、樹木の持つ大気汚染浄化機能に着目し、大気汚染による公害を防止するために整備した緑地です。

これまでに、全国で11地区、72.2ヘクタールの緑地を整備してきました。このうち、平成18年度に完成した静岡（富士）地区大気汚染対策緑地の事例を紹介します。

### 事業目的及び概要 静岡（富士）地区大気汚染対策緑地

富士市は、臨海部に立地する工場群の事業活動に起因する大気汚染による公害が著しく、旧公害健康被害補償法に基づく第1種地域に指定されていました。また当該地域は、予想交通量が6万台/日にも及び第二東名自動車道の整備が予定されているなど、自動車排ガス等による大気汚染のおそれがあるため、その防止及び軽減と都市環境の改善・向上を図るため、緑地の設置を計画しました。

これを受けて平成10年度に事業に着手し、計画・設計段階から事業終了までの間、地域の団体の長（区長会、生涯学習推進会、花の会、PTA会等）及び事業者からなる事業懇話会を設置して、ワークショップ方式により地域住民の意見を反映させながら事業を進め、平成18年度に完成させました。



調整池機能を有した芝生広場

本緑地では芝生広場全体を窪地にし、降った雨水を一時的に貯留する調整池機能を有した芝生広場としました。

本緑地（富士西公園）は、富士市鷹岡・天間地区に位置し、富士山を背景としたゆるやかな斜面地と、第二東名自動車道（事業実施中）の高架下区域に位置する緑地です。斜面地は、広がりを生かした芝生広場やウメやサクラを中心とした花木林、雑木林の中に広がる木製遊具などで構成され、多様なレクリエーションと憩いの場として活用されています。

高架下区域は、スポーツコート等の施設や、遊具などを兼ね備えたプレイグラウンドなど、雨天時でも楽しめる活動空間として整備しました。

### コラム（職員の声）

#### 富士西公園の事業に携わって

富士建設事務所では、平成10年度より富士西公園の用地交渉、施設施工や工程の管理とともに、計画・設計段階から事業懇話会を立ち上げて施設完成までの間、地域との意見交換等を行い、またどんぐり植樹を行うなど公園づくりを市民の方と協働し進めてきました。

平成18年度は第二東名高速自動車道高架下部分の駐車場、スポーツ広場、プレイグラウンドの整備を行いました。つる性植物による道路橋脚の壁面緑化、駐車場の再生アスファルト舗装、地元産業である製紙の汚泥を使ったリサイクルブロック舗装、低騒音、低排ガス機械による工事施工と、現場での環境配慮に努めてきました。

富士西公園からは、裾野が広がる雄大な富士山を仰ぎ、まぶしく光る駿河湾を見渡せる場所もあり、園内にも溶岩台地や起伏のある多目的広場等、四季の変化も見られます。機会がありましたら是非訪れていただきたいと思います。整備した富士西公園は富士市に引渡され、砂遊びやウォーキング、グラウンドゴルフ等子供から大人まで沢山の方に利用されていると聞いており、この公園が、環境配慮の発信地となればと願っています。



石綿健康被害救済部 坂本 重幸  
（元富士建設事務所所長）

## 緑地整備事業 40年間の軌跡（座談会）

これまで紹介してきた機構の緑地整備事業は、旧公害防止事業団そして旧環境事業団の時代から、環境に対する多様な要望を実現するために、さまざまな技術や知識を活用してきたものです。

今回、「環境報告書 2007」の作成に当たって、緑地整備事業の約 40 年間の歴史を振り返り、緑地整備の次の担い手に向けたメッセージを残すため、古くから事業のご指導をいただいた平野侃三東京農業大学名誉教授と、事業の草創期から関与してきた元職員が集まり、座談会を開きました。

（司会：事業管理部 吉澤 境）



平野 侃三（ひらの かんぞう）氏  
昭和 30 年、建設省（当時）入省。都市公園行政を推進し、公害防止事業団常任顧問として、同事業団の緑地整備事業に携わる。現在、東京農業大学名誉教授。



清水 一雄（しみず かずお）氏  
昭和 46 年、公害防止事業団に入団。緑地整備事業に長く携わる。現在、日本環境安全事業株式会社大阪事業所長。



斎藤 隆（さいとう りゅう）氏  
昭和 46 年、公害防止事業団に入団。同事業団と環境再生保全機構が手がけた緑地事業の多くに関わる。

### 《良い仕組みがあって初めて大規模緑地の整備が可能となった》

【吉澤】 公害防止事業団・環境事業団時代からこれまで、40 年以上にわたり環境保全のための緑地の整備を行ってきましたが、一番思い出に残ることは何ですか。

【平野】 やはり事業の仕組みが作られた時のことです。旧事業団の緑地整備は、昭和 45 年に公害防止事業費事業者負担法ができる前からのものです。企業からの負担を求め、国庫補助金や財政投融资資金も入り、それ以前になかった大規模な緑地を整備することができる資金面での仕組みを作ったことが、約 40 年間の長きにわたって事業を続けることができた成因だと思います。個別の事業としては、都市内の谷津干潟で行った習志野地区共同福利施設は、野鳥保護の観点から賛成される方と反対される方がいて大変苦労しましたが、今となっては良い思い出となっています。

【斎藤】 谷津干潟には生活排水も入り込みヘドロが 1.5 メートルも堆積して、悪臭問題が発生していました。水質・水流等のシミュレーション調査を行った上で、ヘドロの上を砂で覆うことや、汚染源の切り廻しなどの工事を行い、水質は良くなり今では整備した観察センターに自然観察で多くの人々が訪れる名所となりました。平成 5 年には、ラムサール条約の登録湿地になっております。

【清水】 当初は、大規模な工業地帯の緩衝緑地の整備が主な事業でしたが、その後、都市部の土壤汚染の可能性のある工場跡地や廃棄物の最終処分場跡地での緑地整備を行うようになりました。土壤汚染等の環境問題を解決しながら、緑地を整備する先駆的な事業を実施してきたことは誇って良いのではないかと思います。



千葉県谷津干潟の近況

## 《「パターン植栽」「土壌改良」「循環林」・・・緑地整備事業が生んだ様々な技術》

【吉澤】 緑地整備事業の中で生まれた技術・ノウハウとしてはどのようなものがあげられますか。

【平野】 短期間に広大な面積を植栽する方法として、「パターン植栽」の技術が編み出され、造園界にたいへんなインパクトを与えました。

【清水】 事業団の緑地整備事業が始まる前は、小規模公園がほとんどでした。緑地整備事業が始まって、「樹木を育てる」という基本的考え方に基づいて大規模に苗木を植えるという手法が用いられるようになり、樹木の生産方法にも影響を与えました。

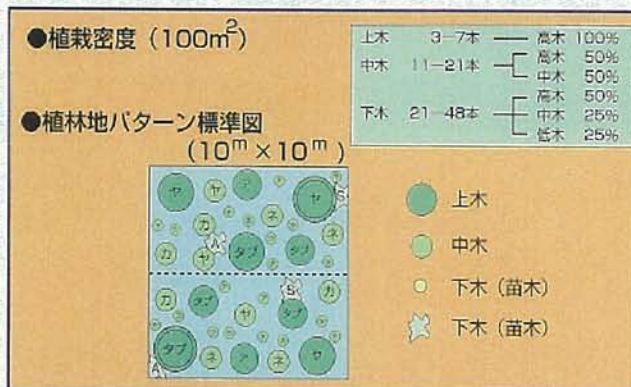
【斎藤】 パターン植栽は、10メートル四方の中に、高木から苗木までの植栽パターンを数種類作り、それを組み合わせて広い面積の緑地の設計・施工を行うものです。これにより、設計・施工・管理等が迅速かつ適切に行えるようになりました。

【清水】 「土壌改良」の技術も特筆すべきものです。緩衝緑地は、海浜部に造られることが多かったため、植穴部だけでなく、30センチメートル～1メートルの厚さに、有機質を入れて面的土壌改良を行いました。根が広く張ることができ、枯損率を大幅に下げることができました。

【斎藤】 地球温暖化対策緑地を始める際に考えた「循環林」も大きな成果と考えます。地球温暖化対策緑地は、廃棄物最終処分場跡地の有効活用と地球温暖化対策を兼ね、時宜を得た緑地整備だったので、わずか3箇所で終了してしまったことはたいへん残念です。

【平野】 大きくなった樹木を伐採し、利用するという考え方は、昔から里山では行われていましたが、新しく造成する緑地で採用したのは初めてでしょう。

【清水】 整備した緩衝緑地も、これからは「循環林」の考えを取り入れることが重要です。以前、工場緑地として整備したところで、高い密度で植栽されたクスノキを間伐したところ、貧弱だった木々の幹が丸々と太ったという事例もあります。



「パターン植栽」技術の概念図。右上にある「上木・中木・下木」は、植栽時の樹高による分類。「高木・中木・低木」は、樹木の性質による分類。

## 《地球温暖化対策のため、緑地管理のための「マスタープラン」の策定を》

【吉澤】 我々の緑地整備事業は終了しましたが、地球温暖化対策などでこれからも緑地整備は重要な位置づけがあると思います。それを担う人々へのメッセージをお願いします。

【斎藤】 緑地は、それぞれの地域の歴史や文化を反映したものです。細かいことを含めて、それらを十分考慮し、工夫を凝らし、整備すべきと考えます。

【清水】 約40年間に1200ヘクタールを超える緑地を市街地等に整備したことは驚くべきことです。都市計画決定により整備されたものであり、中には、住民の方に立ち退いていただき整備しました。ですから、これらは国民全体の大きな財産と言えます。この財産を是非大事にしていきたいと思います。

【平野】 緑地の整備・管理は長期的な観点が必要です。これまでに造成した緑地もこれから整備する緑地も、是非、機構で緑地の大きな目的に合致した管理のための「マスタープラン」(管理運営基本計画)を策定してほしいです。「循環林」もプランを作成し、実行することによって初めて地球温暖化対策の効果が出ます。国として、今後そのような施策を進めてもらいたいものです。

(敬称略)





## 8 環境保全の取組

### (1) 公害健康被害補償業務

#### ● 公害健康被害補償業務の概要

公害健康被害補償制度は、昭和 30～40 年代の著しい大気汚染又は水質の汚濁によって引き起こされた健康被害に対して、被害者の方々への迅速な救済を目的としてつくられた行政上の制度です。

この制度では、昭和 49 年 9 月に施行された「公害健康被害の補償等に関する法律（補償法）」に基づき、大気汚染などの公害の原因となる物質を排出した事業者から賦課金（約 459 億円）を徴収し、自動車重量税を財源とする国からの交付金等（約 113 億円）と合わせて、公害による健康被害者のための補償給付費（約 571 億円）及び公害保健福祉事業費（約 1 億円）として都道府県等へ納付しています。

#### 【補償給付】

- ①療養の給付及び療養費
- ②障害補償費
- ③遺族補償費
- ④遺族補償一時金
- ⑤児童補償手当
- ⑥療養手当
- ⑦葬祭料

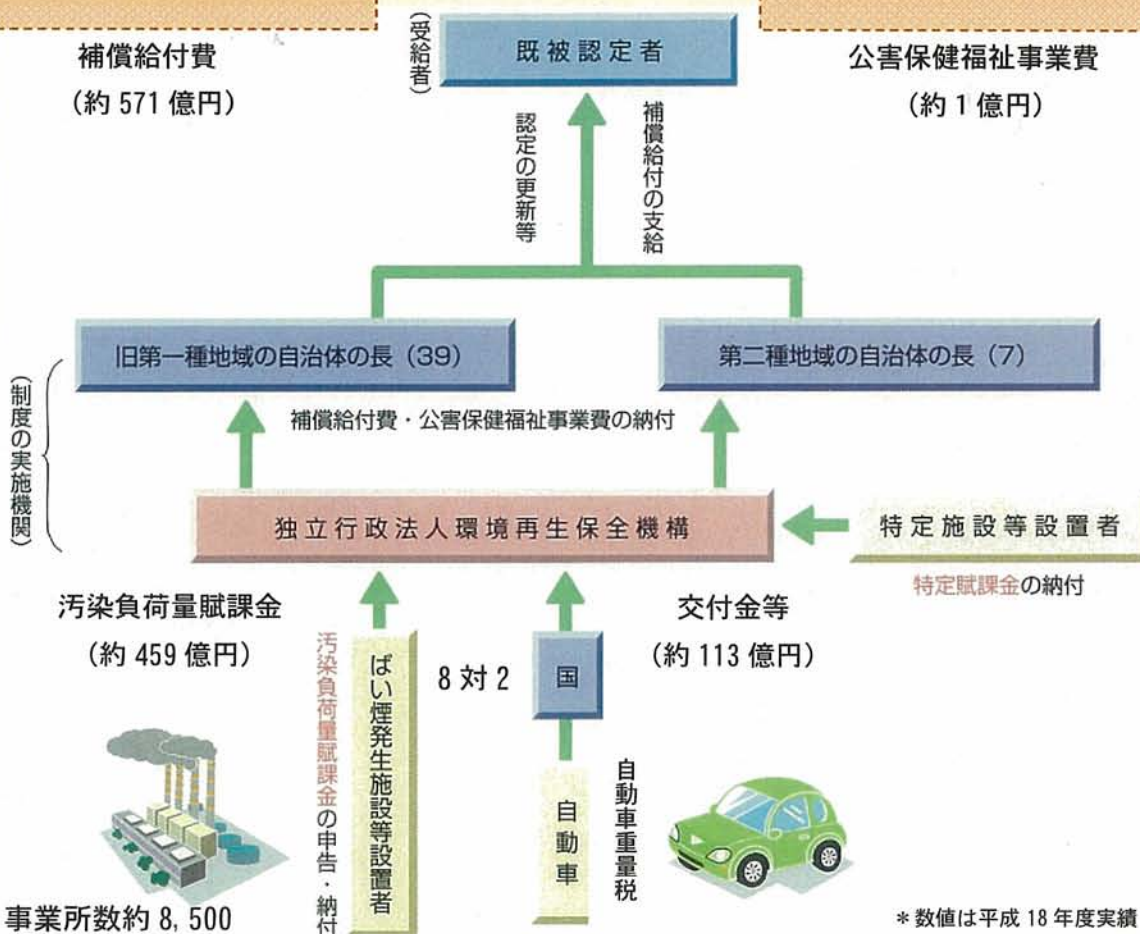
補償給付費  
(約 571 億円)

#### 【公害保健福祉事業】

- ①リハビリテーション事業
- ②転地療養事業
- ③療養用具支給事業
- ④家庭療養指導事業
- ⑤インフルエンザ予防接種費用助成事業

公害保健福祉事業費  
(約 1 億円)

患者数 47,193 人  
(平成 19 年 3 月末)



\* 数値は平成 18 年度実績



## ● 汚染負荷量賦課金について

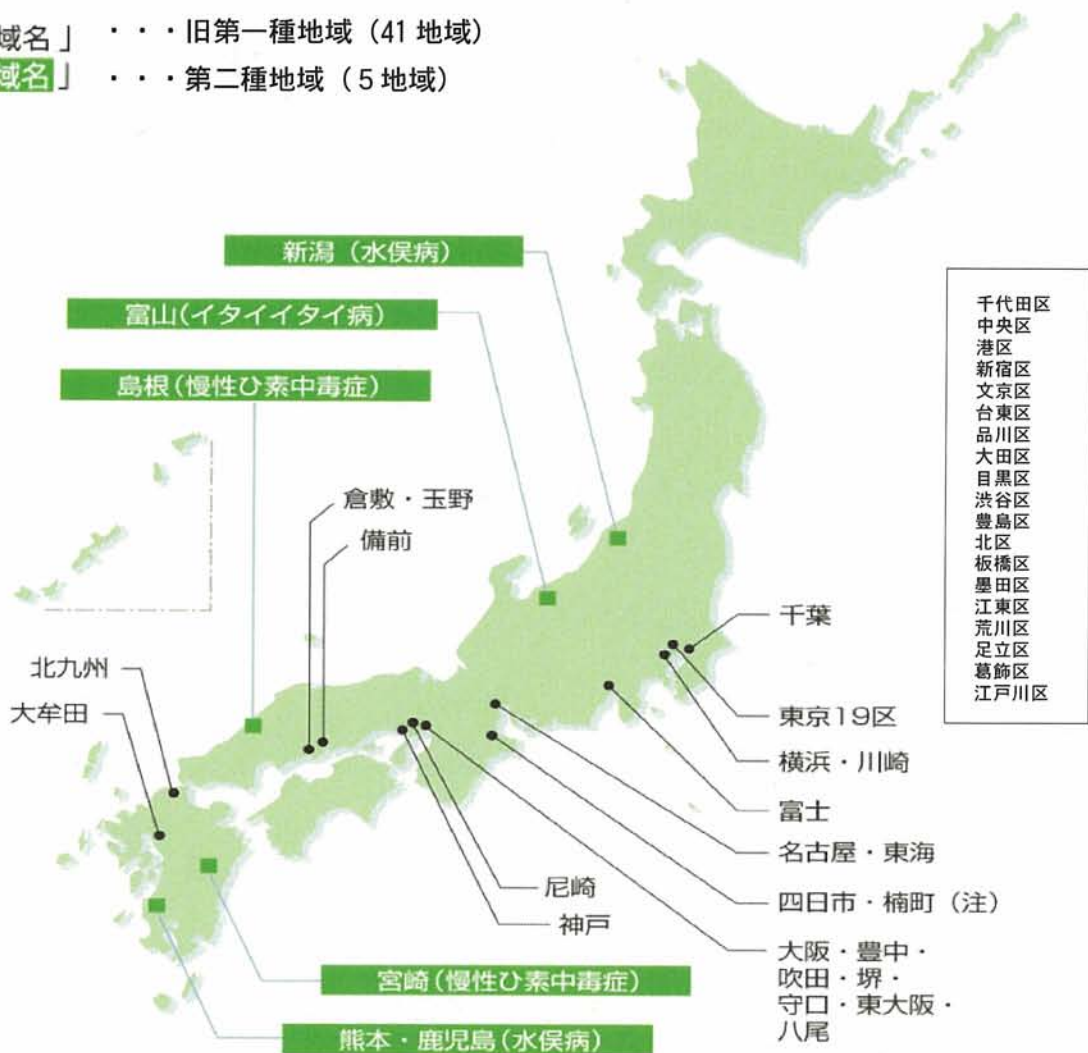
汚染負荷量賦課金は、汚染原因者負担の原則に基づき、旧第一種地域（著しい大気汚染が生じ、その影響により気管支ぜん息等の疾病が多発していた地域）の公害健康被害者に対する補償給付等に必要となる費用の8割分に充てるために、原則として昭和62年4月1日にばい煙発生施設等を設置していた者から硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）の排出量に応じて負担を求めるものです。

なお、第一種地域の指定は、大気汚染の態様の変化を踏まえ、昭和63年にすべて解除され、以降新たな患者の認定は行われなくなりましたが、指定解除前に認定を受けた患者やその遺族等については、従来どおり認定の更新や補償給付の支給等が行われています。

## ● 特定賦課金について

特定賦課金は、第二種地域（水俣病やイタイイタイ病のように汚染原因物質との因果関係が一般的に明らかな疾病が多発している地域）の患者に対する補償給付等に必要となる費用に充てるために、疾病の原因となる物質を排出した事業者から徴収するものです。特定賦課金の納付は、納付義務者が限定されているため、機構で調査の上で納付義務者を特定し、賦課金の額を決定して通知する方法がとられています。

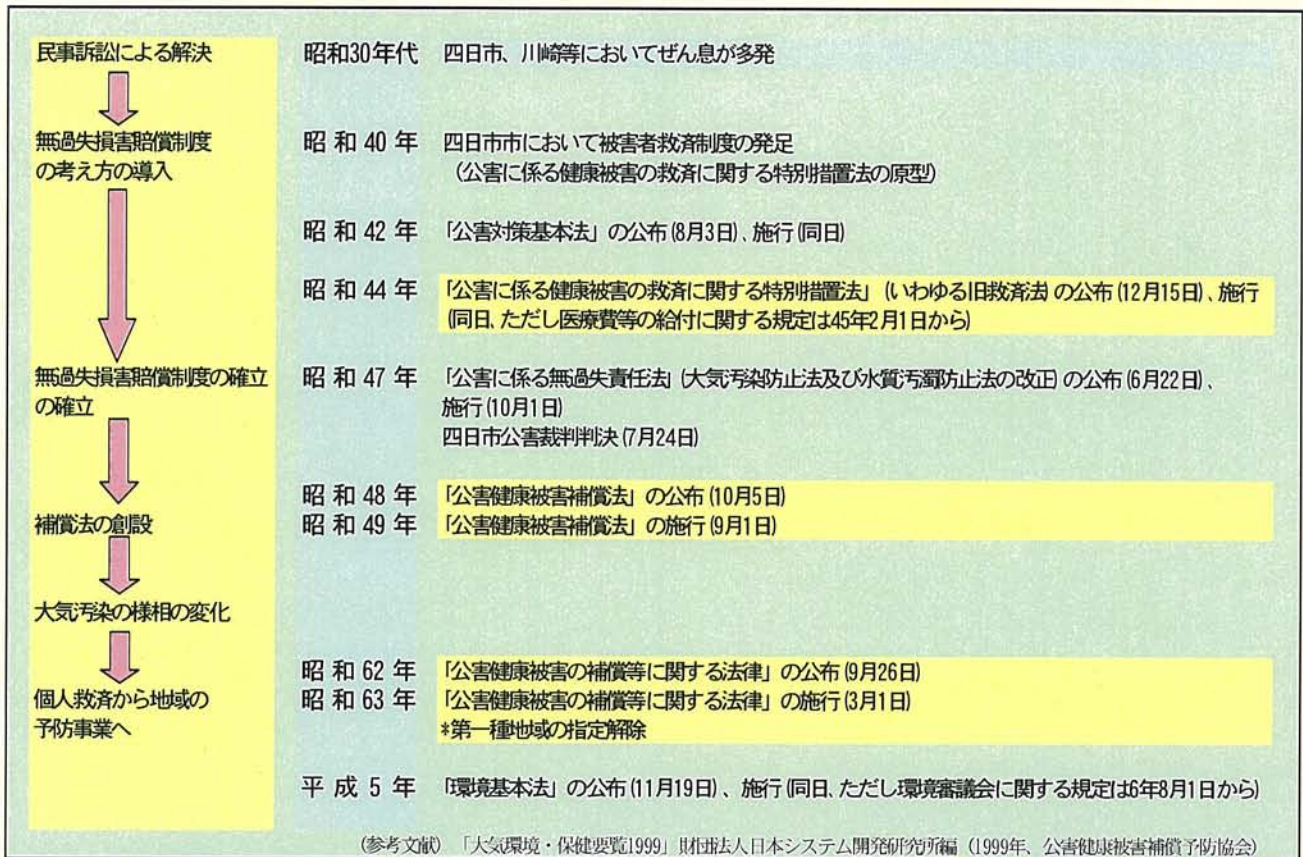
- 「● … 地域名」 …… 旧第一種地域（41地域）
- 「■ … 地域名」 …… 第二種地域（5地域）



(注) 楠町は平成17年2月より四日市市に合併

## 公害と救済制度の変遷

公害健康被害補償制度は、制度の対象となる者の認定方法、補償給付の内容、汚染者負担の原則(PPP)に基づいた費用負担のあり方等、世界に例を見ない特徴を持つものであり、公害による健康被害者の救済に大きな役割を果たしてきました。救済制度の変遷については、以下のとおりです。

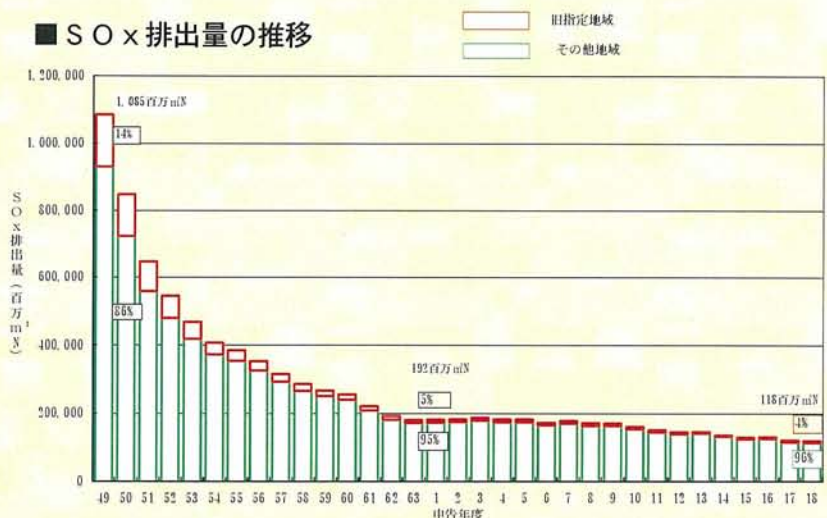


## SOx排出量削減に対する寄与

我が国は、昭和30年代以降、重化学工業を中心とした経済の急激な拡大や急激な都市化の進展により、大気汚染等の環境汚染の著しい進行をもたらしました。公害健康被害補償制度は、公害健康被害者の救済を主目的としていますが、大気汚染物質の排出基準の強化、総量規制の導入等の国等の諸施策とあいまって、大気中のSOxの減少にも貢献してきました。

汚染負荷量賦課金は、昭和49~62年までは申告年度の前年に排出したSOx量から算出しているため、SOxを削減するインセンティブがありました。したがって、昭和63年の法律改正でも、昭和57~61年に排出したSOx量から算出する過去分賦課金に加え、申告年度の前年に排出したSOx量から算出する現在分賦課金を設けることによって引き続きSOx削減のインセンティブが働くようになっています。

■ SOx排出量の推移



## 環境配慮の取組

### ○電子化推進によるペーパーレス化

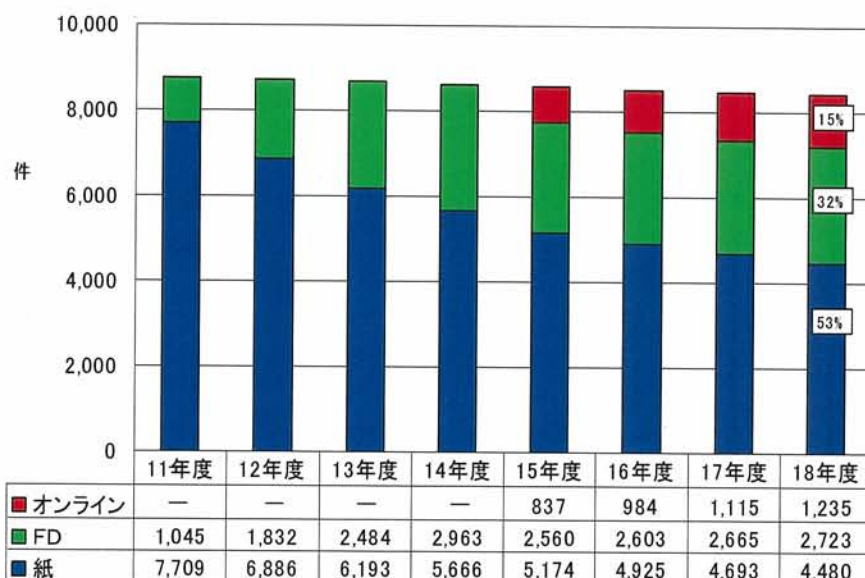
機構では、汚染負荷量賦課金の申告に関し、用紙申告のほかにフロッピーディスク（FD）による申告を導入したの続き、平成15年度よりオンライン申告を導入し、事業所の皆様における申告事務の軽減を図るとともに、申告の電子化による申告関係書類のペーパーレス化について、推進しています。

平成18年度では、約47%の事業所においてFD又はオンラインによる申告を行って

いただき、その比率は年々増加してきています。

また、申告関係の業務を委託している商工会議所、補償給付事業や公害保健福祉事業を行っている都道府県等の事務処理についてもFDで行っており、オンライン化によって、更なる電子化を推進し、紙そのものの使用量を削減する取組を行っています。

■申告方式別申告事業所数推移



### コラム（職員の声）

#### 紙からFD、オンラインへ

補償業務部及び大阪支部のシステム整備を担当しています。

このシステムは、公害健康被害補償業務の根幹をなしており、業務を円滑に進めていくうえで必要不可欠なものです。そのことを常に意識し、システムトラブルにより業務に支障が生じないように心がけています。また、問題が起きても迅速に対応できるようにシステムに関する情報を常に入手したり、問題点を取りまとめ、より使いやすいシステムになるよう改善を図っています。

一方、賦課金については、用紙に加えFDとオンラインの三通りの申告方法があります。これにより、事業者の方々の事務処理の負担軽減に役立つとともに、内部の事務処理におけるペーパーレス化も図っています。



補償業務部 天羽 良次

## (2) 公害健康被害予防事業

### 公害健康被害予防事業の概要

#### 個人補償から地域住民の健康被害予防への転換

現在の大気汚染の状況は、昭和30年代、40年代の著しい大気汚染の状況とは異なり、ぜん息等の疾病の主たる原因とは言えませんが、これらの疾病に対して何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できません。こうした大気汚染の状況の変化を踏まえ、昭和63年3月1日に第一種地域の指定解除が行われ、個人に対する個別の補償から、公害健康被害予防事業の実施など、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策が積極的に推進されています。

公害健康被害予防事業の対象地域は、旧第一種地域41地域と、これに準ずる地域として定められた6地域の計47地域です。



#### 公害健康被害予防事業の仕組み

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として実施しています。事業に要する費用は、機構に公害健康被害予防基金（約500億円）を設け、その運用益により賄っています。



ぜん息やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防・健康回復、ぜん息を含むアレルギー疾患の克服のための事業を行っています。

機構では、保健師や専門医がみなさんのぜん息に関する悩みに無料でお答えする「ぜん息電話相談室」を実施しています。フリーダイヤル 0120-598014（こきゅうはいーよ）まで、お気軽にご相談ください。パンフレットや冊子等による情報提供も積極的に行っています。詳しくは、29ページをご覧ください。

また、左の地図にある対象地域では、地方公共団体がぜん息等を予防するために実施している事業に対して助成を行っています。ぜん息等に関する健康相談事業や、乳幼児健診の際にぜん息の素因をチェックする健康診査事業、音楽療法や水泳訓練、ぜん息キャンプでぜん息児の健康回復を目指す機能訓練事業などがあります。お住まいの地方公共団体で実施している事業については、予防事業部環境保健課（044-520-9572）までお問い合わせください。



### ぜん息電話相談室

フリーダイヤル

こきゅうは いーよ

0120-5 9 8 0 1 4

受付曜日・時間：

月～金（祝祭日を除く）

9：00～17：00



機能訓練事業  
(ぜん息キャンプ)

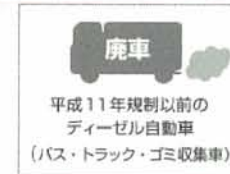
### 健康診査事業



現在使用している古いディーゼルのトラック・バスを最新規制適合車等に代替をする場合に、助成を行っています。

機構では、左の地図にある対象地域の地方公共団体に対して、大気環境の改善を目的として最新規制適合車等への代替を促進するための助成事業（最新規制適合車等代替促進事業）を行っています。また、地方公共団体を通じて民間事業者に対する助成も行っています。

対象となる地方公共団体や要件、助成率等については、予防事業部環境改善課（044-520-9567）までお問い合わせください。



## コラム（職員の声）

### 事業を通じてぜん息で悩む方のお役に立ちたい

予防事業部において、主として地方公共団体が行う事業に対する助成事業と知識の普及、調査研究など、ぜん息を予防するための事業を担当しています。

知識の普及としては、パンフレット・健康管理カレンダーの作成や、ぜん息電話相談室などがあり、地方公共団体の方や地域住民の方に役立てていただける事業を実施しています。

全国の公立小中高校に通う子どものうち 5.7%がぜん息にかかっていることが、今年公表された文部科学省の調査で分かりました。こうした現状から、予防事業の重要性を改めて認識しています。

日本の空は世界中とつながっています。大気が汚れてしまうと、人の生活だけでなく地球全体に影響が出かねません。事業を通じて少しでもぜん息で悩む方のお役に立てればと願っています。



予防事業部 篠原 泰

環境に対する意識を高めるために、各種イベントを実施しています。

## エコカーワールド2006

**環境にやさしい低公害車（エコカー）の普及を目指して。**

低公害車の普及促進や、環境にやさしい運転「エコドライブ」を進めていくために、エコカーワールドをはじめ、各地で低公害車フェアを開催しています。

「エコカーワールド2006」は6月3日（土）、4日（日）に横浜赤レンガ倉庫前広場で開催し、2日間で延べ66,000人の方にご来場いただきました。

最新の電気自動車や燃料電池自動車など約90台の低公害車（エコカー）の展示を行ったほか、実際にエコカーに試乗したり、ソーラーカーを作って専用コースで走らせたりするコーナーなどを設け、身近にエコカーの魅力を感じられるイベントとなるよう工夫しました。

また、イベント舞台上で使用する音響装置等の電力を、ソーラーパネルを搭載したトラック（ソーラーパワートラック）で賄うなど、環境配慮に努めました。



会場の様子



イベント広場とソーラーパワートラック

## 大気汚染防止推進月間事業

**かけがえのない青い空の大切さを呼びかけています。**

12月は自動車交通量の増加、ビルや家庭の暖房などの影響もあり、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質濃度がより高くなる時期です。

環境省と機構、全国都道府県では、毎年12月を「大気汚染防止推進月間」として、きれいな空を守ることの大切さを呼びかけています。

その一環として、青い空の大切さや空気をきれいにするために一人一人がやるべきことなどを呼びかけるポスター図案の募集を行いました。平成18年度は、合計1,773点の応募があり、優秀作品として表彰された作品は、「大気汚染防止推進月間」ポスターとして全国で掲示されました。

また、エコドライブコンテスト（P. 6 特集参照）を実施し、事業所における環境にやさしい運転「エコドライブ」の取組を表彰しました。



機構理事長賞を受賞したポスター

ポスター応募 合計 1,773 点

小学生：301 点      中学生：992 点

高校生：369 点      その他※：111 点

※幼児、大学生、一般等

●パンフレットや冊子を無料で提供しています。

機構では、各種刊行物等を製作しています。パンフレットについては配布、ビデオやDVD、パネルについては貸出しを行っています。お申込みはお電話またはホームページで受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

ぜん息等に関するものはこちらへ 予防事業部 環境保健課 電話044-520-9568

環境再生保全機構ホームページから……「ぜん息などの情報館」→「パンフレット&ビデオ」



⇒ **パンフレット&ビデオ**

ぜん息やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防やケア、健康回復に役立つパンフレット等を作成しています。ぜん息等の予防・克服のためにお役立てください。

生活情報誌

ぜん息&慢性閉塞性肺疾患  
のための生活情報誌

すこやかライフ



ぜん息、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の患者さんに対し、ぜん息等の予防・回復に資するための情報提供を目的とした、生活情報誌です。

年2回発行

DVD・ビデオ・CD-R

明日に向かって  
～思春期にぜん息の君へ



ぜん息をもつサッカー部の高校生が主人公のアニメーション編、スピードスケートの清水宏保選手と松井猛彦先生との対談編の2編成。

子どもの頃ぜん息と闘いながらもサッカーに取り組んできた南雄太選手（柏レイソル）からのコメントもあります。 媒体：DVD・ビデオ・CD-ROM

大気環境に関するものはこちらへ 予防事業部 環境改善課 電話044-520-9567

環境再生保全機構ホームページから……「大気環境の情報館」→「環境に関するビデオ・パンフレットなど」



大気環境をはじめとする環境問題に関する理解を深めることを目的にしています。各種イベントや教育現場などでお役立てください。

なるほど環境  
ディクショナリー



わたしたちが暮らす地球の環境に今起きている数々の問題について、キーワードごとにやさしく解説しています。

また、付属のCD-ROMでは、この本の内容についてどれだけ理解できたかをクイズ形式によって復習することができます。

パンフレット

進む地球温暖化



地球温暖化のメカニズムや、このまま温暖化が進んだ場合の様々な影響、現在、国内外で起きている異常気象などを解説しています。

また、地球温暖化を食い止めるための各種の法律や規制などについても分かり易く説明し、日常生活でもできる取組を紹介しています。

### (3) 地球環境基金事業

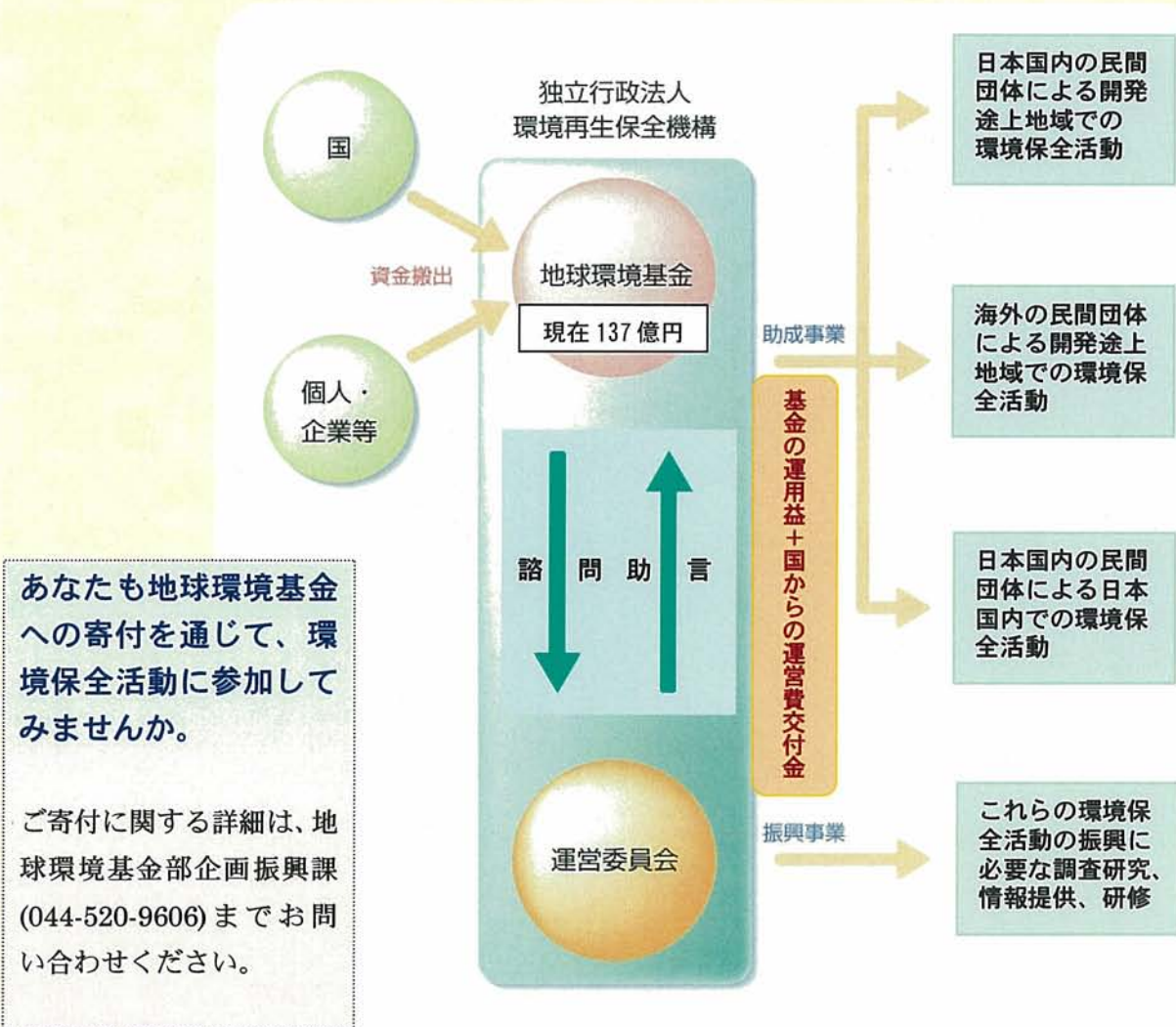
#### 地球環境基金事業の概要

オゾン層の破壊や地球温暖化、砂漠化、酸性雨など、地球環境問題が深刻化する中、平成4年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（通称、地球サミット）」において、民間団体による環境保全活動の重要性が認識されたことを契機として、「地球環境基金」が平成5年に創設されました。



「地球環境基金」は、国の出資金と民間からの寄付金によって造成される基金で、その運用益（利息）と国からの運営費交付金によって、日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む世界中の民間団体（NGO、NPO）の活動を支援する助成事業（環境保全活動を行う国内外の民間団体への活動資金の助成）及び振興事業（民間団体の環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報提供、研修）を行っています。このほか、「環境保全活動に関する幅広い情報提供や人材育成支援」を行っています。

#### ■地球環境基金の仕組み



助成金の交付等の基金業務を適正に行うため、各界の有識者による地球環境基金運営委員会が設置されています。



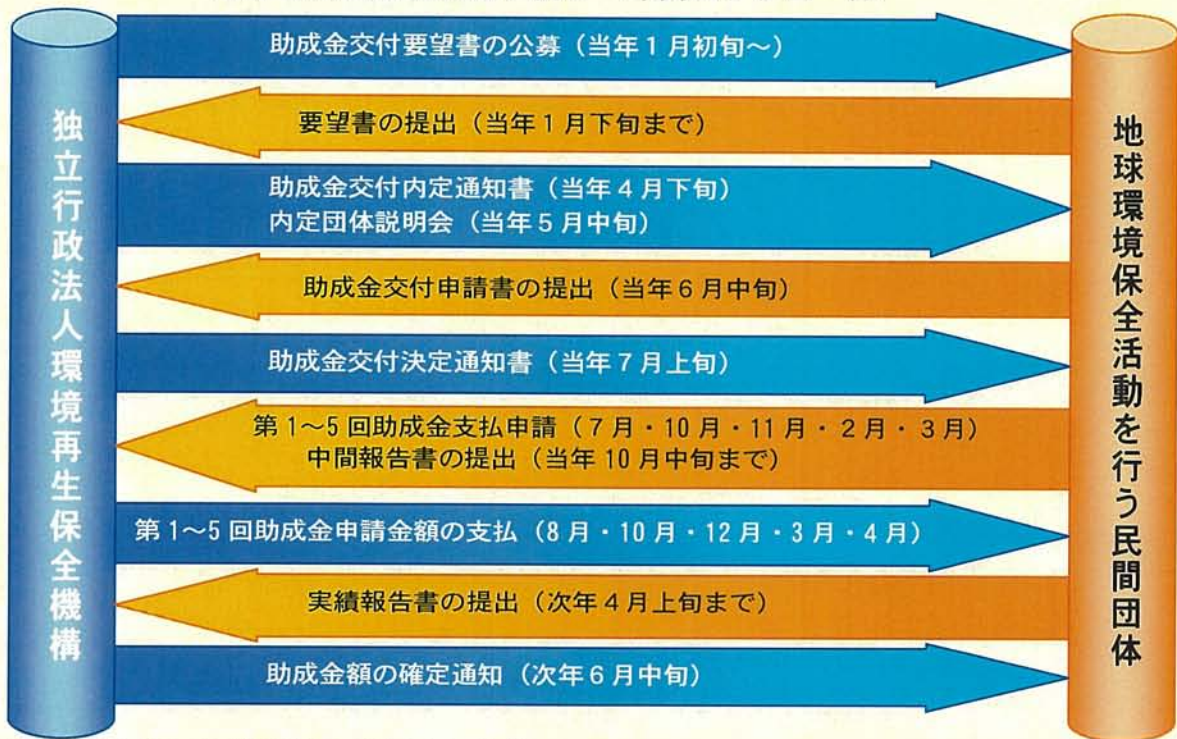
【助成対象団体】

- ①財団法人 ②社団法人
- ③特定非営利活動法人（NPO法人）
- ④定款、寄付行為に準ずる規約を有することなど一定の条件を満たす法人格の無い団体

【助成の対象】

- ①自然保護・保全・復元 ②森林保全・緑化
- ③砂漠化防止 ④大気・水・土壌環境保全
- ⑤地球温暖化防止 ⑥循環型社会形成
- ⑦環境保全型農業等 ⑧環境教育
- ⑨その他（国際会議の開催、国際的なネットワークの形成等）

地球環境基金助成金手続き 年間スケジュール



■地球環境基金助成採択件数及び確定額の推移

| 区分  | 単位  | H05年度～<br>H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 |
|-----|-----|-----------------|-------|-------|-------|
| イ案件 | 件数  | 832             | 58    | 57    | 48    |
|     | 百万円 | 3,820           | 247   | 235   | 203   |
| ロ案件 | 件数  | 199             | 7     | 9     | 7     |
|     | 百万円 | 792             | 22    | 31    | 23    |
| ハ案件 | 件数  | 1,151           | 138   | 136   | 115   |
|     | 百万円 | 3,179           | 446   | 438   | 353   |
| 合計  | 件数  | 2,182           | 203   | 202   | 170   |
|     | 百万円 | 7,791           | 715   | 704   | 579   |

注) イ案件: 日本国内の民間団体による開発途上地域での環境保全活動  
 ロ案件: 海外の民間団体による開発途上地域での環境保全活動  
 ハ案件: 日本国内の民間団体による日本国内での環境保全活動

なお、手続きについての詳細は、機構ホームページをご参照ください。または、地球環境基金部地球環境基金課(044-520-9505)までお問い合わせください。

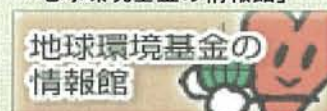
環境再生保全機構ホームページから



→

「地球環境基金の情報館」

⇒



## ● 助 成 事 業 紹 介

ここでは、平成 18 年度に各環境 N G O が地球環境基金の助成により活動した事例のうち、海外民間団体による開発途上地域での環境保全活動について紹介します。

団体名 : Asia Forest Network

活動名 : アジア森林セクターの M D G s 達成への貢献のための地域間交流

活動地域 : 東南アジア、南アジア

分野 : 森林保全・緑化

### <活動の背景と目的>

今日、世界人口のおよそ 16 億人が森林資源に依存した貧困層であり、そのうち 4.5 億人がアジアの森林に依存していると推測される。地域住民主体の参加型森林管理<sup>※</sup>は、こうした森林依存者の生活を保護し、貧困削減にも貢献する施策であり、特にアジア地域での成功例の報告は多い。国連ミレニアム目標 (M D G s) に謳われている「2015 年までに最貧困人口を半減する」という目標達成のためには、参加型森林管理を森林管理上重要なアプローチとして位置づけていく必要がある。

参加型森林管理は、実践面で効果を挙げているが、国や地域などの森林政策には十分に反映されていない。また、貧困削減の取組の重要性の認識が高まる一方で、参加型森林管理がその有効な対応策であるとの位置づけもいまだ十分ではないのが現状である。本活動は、各地域の実践経験の相互交換を目的に、実地調査を経た後、参加型森林管理の貧困削減への効果についてアジア地域の学びを結集する場として地域会議の開催を目的としたものである。

### <活動の概要>

#### 活動 (1) 森林と貧困削減に関する研究活動

フィリピン、タイ、カンボジアにおいて、森林と貧困削減に関する現地調査を行い、国際会議 (下記 (2) 参照) の題材として活用し、調査結果を報告書として作成、配布した。

#### 活動 (2) 国際会議「森林セクターの M D G s への貢献」開催

アジア・太平洋地域コミュニティーフォレストリー研修センターとの共催で、バンコクにおいて、アジア 7 カ国からの森林セクターの関係者を対象に地域会議を開催。同地域でのミレニアム開発目標達成と人間の安全保障において参加型森林管理の果たす諸役割を確認することにより、本会議は今後同目標達成に向けた有効な施策を追究するための参加者の相互啓発の場となった。会議終了後には報告書「M D G の現実化と森林復元」を作成、配布した。

#### 活動 (3) シンポジウム「フィリピン資源管理の地方化：地方政府の連携構築・形成への参加」参画

災害対策や貧困削減を考慮した有効な自然資源管理のための参加型土地利用計画を目的とした地方政府および地方住民、中央政府や N G O との連携 のあり方についてのフィールドシンポジウムに参画し、インドネシアからのパートナーを招来した。

※用語解説 : 「参加型森林管理」とは、「持続的な森林保全及び利用を可能とすることを目的として、森林利用者である住民を含む関係者が参画して、計画策定や具体的な森林管理をおこなうこと。」をいう。

## <活動の結果と効果>

参加型森林管理と国際ミレニアム開発目標、そして人間の安全保障を対象にした本プロジェクト主催の地域会議は、準備段階から多くの関心を集め、アジア7カ国の地方政府、市民団体、国際機関から40人を超える参加があった。

会議参加者は、自然保護域、土地利用計画、違法森林活動抑制に焦点を当てたセッションと現地視察を通し、貧困に住む地域住民の必要性に適った貧困削減と人間の安全保障に寄与する参加型森林管理の可能性についてのそれぞれの経験を共有し、意見交換を行った。

また、本活動期間中には、現地調査先の村における地域住民への連携管理に関する提言や、森林と貧困削減のつながりについての記事の寄稿、国際機関主催の会議での研究成果の発表などさまざまなレベルでの啓発活動も行った。1年という短い活動期間ではあったが、本プロジェクト主催の地域会議を基底としたフィールドシンポジウムの開催や、同様の目標をかかげた大規模な国際会議の参画を依頼されるなど波及効果がみられた。



タイにて、森林保全と安全保障について学ぶ会議参加者たち

## コラム（職員の声）

### 民間の方々と取り組む自然保護活動

野生生物の保護管理を勉強していた関係もあり、地球環境基金部では自然保護分野を担当しています。

自然保護といっても、大型動物から、鳥類、魚類、昆虫類、植物まで幅が広く、団体の活動を通して、自分が学んだこと以上に様々な問題を知ることとなり、自然保護分野の環境保全活動の多様さと奥深さを実感します。

助成先NGO団体の方々はとても熱心に誇りをもって活動に取り組んでおられるので、私も団体の方の話聞くこと、そして現場に赴くことで応えようと心がけています。

自然保護関係分野は話題性が高く、助成先団体の活動がメディアで取り上げられることも多くあり、高く評価された時には自分が成し遂げたようにうれしく感じますし、誇りに思います。

また、振興事業として研修講座等を開催していますが、助成団体の活動と関連させて、そのときどきのトピックを取り上げています。ツキノワグマが異常出没して大騒ぎになったときに開催した「緊急！！クマシンポジウム」は、定員を大幅に超える方に参加いただき、会場の階段まで埋まる盛況でした。外来生物法の施行に伴い開催した「外来生物対策シンポジウム」も会場となった大学の大きな階段教室が聴衆で埋まるなど、関心の高さが伺えるものとなりました。

これからも、社会の流れを捉え、地球環境基金に求められていること、できることを、助成と研修を通じて民間団体の環境保全活動がより盛んなものになるよう努めていきたいと思っています。



地球環境基金部 水谷 綾子

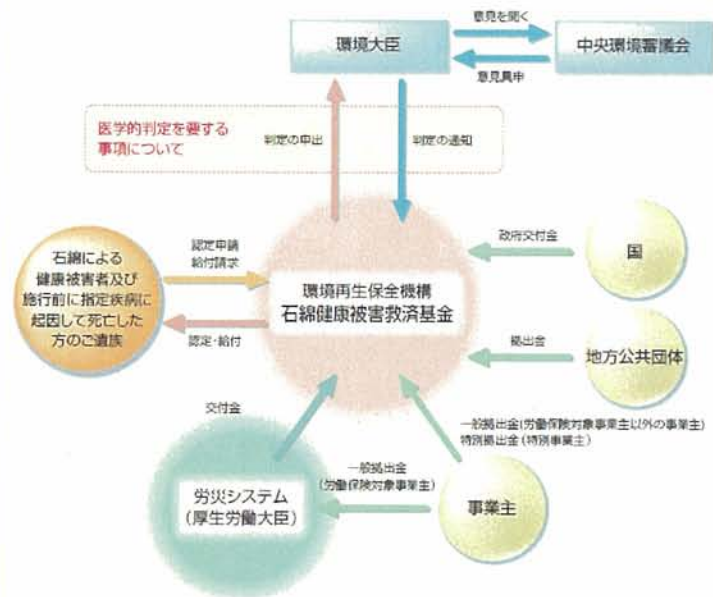
## (4) 石綿健康被害救済業務

### ●石綿による健康被害救済制度の概要

平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。

石綿（アスベスト）による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律施行前にこれらの疾病により死亡された方のご遺族で労災補償等の対象とならない方に対して、「医療費等の救済給付」が支給されます。

### ■石綿健康被害救済制度の概要フロー図



### ■救済給付の内容と給付額

#### 現在療養中の方への給付

- 医療費（本人が請求）・・・・・・・・・・・・・自己負担分
- 療養手当（本人が請求）・・・・・・・・・・・・・103,870円／月

#### 現在療養中の方がお亡くなりになった場合の給付

- 葬祭料（葬祭を行う方が請求）・・・・・・・・・・・・・199,000円
- 救済給付調整金（生計が同一であったご遺族が請求）・・・個別に算定

#### 制度施行前（平成18年3月27日より前）にお亡くなりになった方の遺族への給付

- 特別遺族弔慰金（生計が同一であったご遺族が請求）・・・2,800,000円
- 特別葬祭料（生計が同一であったご遺族が請求）・・・・・・・・・・・・・199,000円

### コラム（職員の声）

#### 石綿健康被害救済業務に携わって

石綿健康被害救済部給付課で、主に石綿健康被害者やご遺族の方々からの救済給付の請求、支給等の相談、特別遺族弔慰金等の認定、医療費、特別遺族弔慰金などの支給に関する業務を担当しています。

平成17年夏頃から、石綿による健康被害が社会的に大きな問題となり、患者さんたちの速やかな救済を図るため、平成18年2月に石綿健康被害救済法が成立、同年3月27日に施行されました。

この法律において、機構は労災補償等による救済の対象とならない方々の救済業務を担うこととなりました。患者さんやご遺族の方々の手続きに要するご負担をできるだけ軽減できるように、申請書類等のご質問、追加資料の依頼の際にはわかりやすく説明するように心がけ、医療費などの支給が速やかに行われるよう努めていきたいと思っています。



石綿健康被害救済部 日高 桂子

## ●認定等の状況

平成18年3月20日に申請書・請求書の受付を開始し、平成19年3月31日までに療養中の方からの認定申請1,744件、施行前死亡者の遺族の方からの特別遺族弔慰金等請求2,181件、計3,925件の申請書等を受け付け、療養中の方々1,235件、施行前死亡者の遺族の方々1,822件、計3,057件の認定等の決定を行いました。

平成19年3月31日現在、認定された方々への救済給付は、延べ計4,545件、金額にして55.2億円の給付を行いました。内訳として療養中の方（申請中死亡の方等を含む）に対する医療費、療養手当、葬祭料、救済給付調整金は、計9.3億円、施行前死亡者の遺族の方の特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、計45.9億円となっています。

認定等の状況(件数)  
平成19年3月31日現在



救済給付の支給実績(単位:千円)  
平成19年3月31日現在



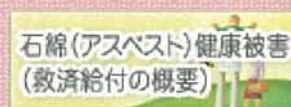
## ●申請・請求等の相談窓口

救済給付の申請や請求等の手続きを行う場合は、機構の石綿健康被害救済部（フリーダイヤル：0120-389-931）もしくは環境省地方環境事務所又はお近くの保健所等でご相談を受け付けています。

なお、機構のホームページからも詳細な情報をご覧いただけます。詳しくは、下記までお願いします。

石綿健康被害救済給付についての情報（石綿健康被害救済部）

機構のホームページ（<http://www.erca.go.jp/>）から「石綿(アスベスト)健康被害(救済給付の概要)」



## ●申請・請求等の留意点

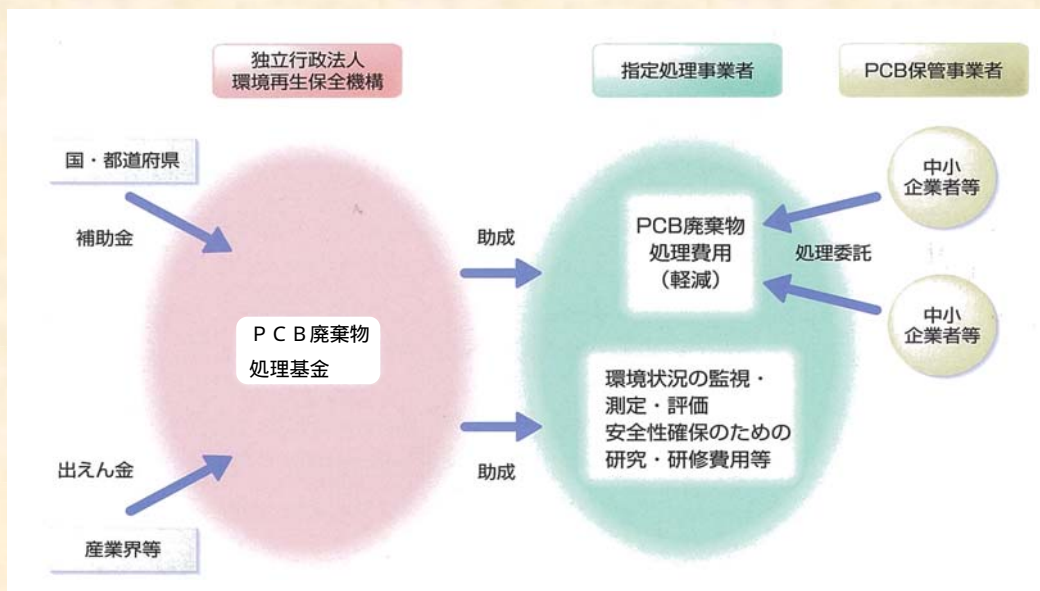
この法律の施行後（平成18年3月27日以降）に、これらの疾病に起因して死亡された場合、生前に認定の申請が行われていなければ、救済給付は支給されません。石綿（アスベスト）による中皮腫や肺がんは、症状の進行が早く概ね2年で死に至るといって当該疾病の特殊性があります。

このため、現在、石綿（アスベスト）による中皮腫や肺がんにかかっている方には、早急に申請することをお勧めしています。

また、施行前死亡者の遺族の特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限は、この法律の施行（平成18年3月27日）から3年後の平成21年3月27日までとなっていますので注意を喚起しています。

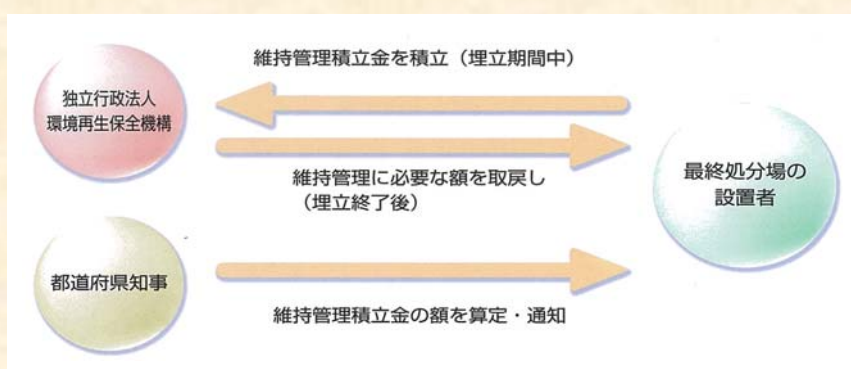
## (5) PCB 廃棄物処理基金業務

「PCB廃棄物処理基金業務」は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金により造成された「PCB廃棄物処理基金」から環境大臣が指定したPCB廃棄物処理事業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物を処理する際の周辺の環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究・研修等の促進を図ることを目的として助成を行っています。



## (6) 維持管理積立金管理業務

廃棄物最終処分場は、埋立が終わった後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水等の処理が必要のため、これに要する費用について、環境省令で定める最終処分場の設置者が「維持管理積立金」として埋立期間中に機構に積み立てておくことが法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により義務づけられています。機構は、廃棄物最終処分場の設置者が汚水等の処理を完了するまで、積み立てられた維持管理積立金を預かり管理します。



## (7) 建設譲渡事業及び債権管理・回収業務

機構では、大気汚染対策緑地等を設置し、地方公共団体に譲渡する建設譲渡事業を行っています。(平成18年度に施設整備を終了。)

また、環境保全のために建設し、譲渡した施設(緑地整備関係建設事業、企業団地建設事業、産業廃棄物処理施設建設事業)及び公害防止施設に対する貸付事業に係る債権の管理・回収業務を行っています。



## (1) 「環境配慮のための実行計画」と「環境物品等の調達を促すための方針」

機構では、日常業務の遂行に当たっての「環境配慮のための実行計画」を定めています。この計画に基づいて、エネルギー及び資源の有効利用や節減等に努めています。実行計画では、当機構の業務が、事務所におけるデスクワークが中心であることを踏まえ、事務所での電気使用量の削減やコピー等の用紙使用量の削減といった項目について目標を定めています。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）（通称「グリーン購入法」）に基づいて、「環境物品等の調達の推進を促すための方針」を定めています。この方針に基づき、調達における数値目標（100%）を設定した上で、特定調達物品等の調達を行っています。また、特定調達物品以外の調達においても、調達目標を定め、環境負荷の低減に努めています。

## ■平成18年度環境配慮のための実行計画【抜粋】（平成18年4月1日）

|              |  |
|--------------|--|
| 用紙類の使用量の削減   | 資料の作成に当たっては、極力簡潔なものとする。<br>印刷やコピー枚数は必要最小限とする。<br>ミスコピー等により不要となった片面コピーの紙類は、情報の漏洩に留意の上、その裏面をメモ用紙等に再利用する。<br>最終的に不要となった紙類は、分別回収ボックスに入れる。<br>使用用紙量を適宜把握する。 |
| 電気使用量の削減     | 昼休みにパソコンの電源を切る。<br>夏季においては、服装の軽装化の励行により適温確保を図る。<br>冬季においては、暖房に頼り過ぎず働きやすく暖かい服装にすることにより適温確保を図る。<br>電気使用量を毎月把握する。   |
| 受託業者に対する働きかけ | 機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組がなされるように、入札時および発注時に必要な事項を盛り込む。   |
| 削減目標         | 用紙使用量：平成16年度を基本として4%削減する。<br>電気使用量：平成16年度を基本として4%削減する。<br>※ただし、新規事業部門におけるスペースを除いて算出するものとし、新規事業部門における削減目標としては、平成18年度を基本年度とし初年度から削減に努めることとする。            |

平成18年度環境物品等の調達の推進を促すための方針については、紙類（コピー用紙等）、文具類（筆記用具、のり、ファイル、封筒等）、機器類（椅子・机等）、OA機器、役務（印刷等）などを調達する際の数値目標を100%と設定し、環境負荷の低減に配慮した物品調達を行っています。

## (2) 体制及び運営方法

機構では、業務運営における環境配慮を推進するため、平成18年10月、理事長を委員長とする「環境委員会」を設置し、①環境配慮のための実行計画、②環境物品等の調達、③環境報告書等に関して調査審議し、より強固に取組を進めることとしました。この環境報告書も、環境委員会において検討を行って作成しました。

### ■「環境委員会」の構成

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 委員長 | 理事長               |
| 委員  | 理事、上席審議役、部長、総務部次長 |
| 参与  | 監事                |

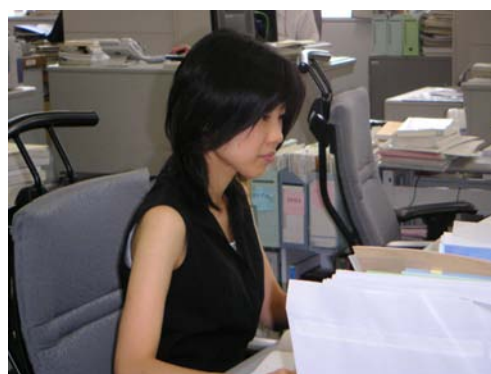
(事務局：総務部)

「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を展開していくに当たっては、「グリーン調達」推進体制を定め、機構全体で環境物品の調達に努めています。また、「物品等の調達にあたっては従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達する」旨の呼びかけを定期的に行うことで、全職員等に環境配慮への意識付けも行っています。

## コラム（職員の声）

### 環境保護は日常の意識から

総務部企画課では、機構の業務評価や内部監査、外部機関からの照会の対応などの業務を担当しています。機構の内部と外部と仲介する窓口のような仕事が多いので、それぞれの業務についての正確な知識はもちろん、それらを客観的に見る視点も必要とされるのですが、まだまだ勉強することが多くて大変です。また、いろんな書類を扱っているので、印刷するときは1ページに複数ページ出力したり両面印刷したりなどでできるだけ紙を節約するように心がけています。機構の職員となってからは日常生活でも環境について強く意識するようになり、ペットボトルやレジ袋をなるべく減らそうと水筒とエコバッグを持ち歩くようになりました。最近ではエコバッグなどのエコグッズの種類も増えてきていますし、好きなデザインのものを選んだりあるいはオリジナルのものをつくったりと、エコ活動を楽しんでいます。



総務部 齋木 雅恵



### (3) 省エネルギー等の活動

#### ●電気使用量の削減

機構では、昼休みや退出時における照明の自主的な部分消灯、夏季 28℃・冬季 20℃を基準とした冷暖房の適切な温度設定、昼休みのパソコン電源オフ、昼休みや帰宅時における F A X機能のないプリンタ又はコピー機の電源オフなど、職員一人ひとりが、日常的に身近な省エネルギー対策に取り組んでいます。

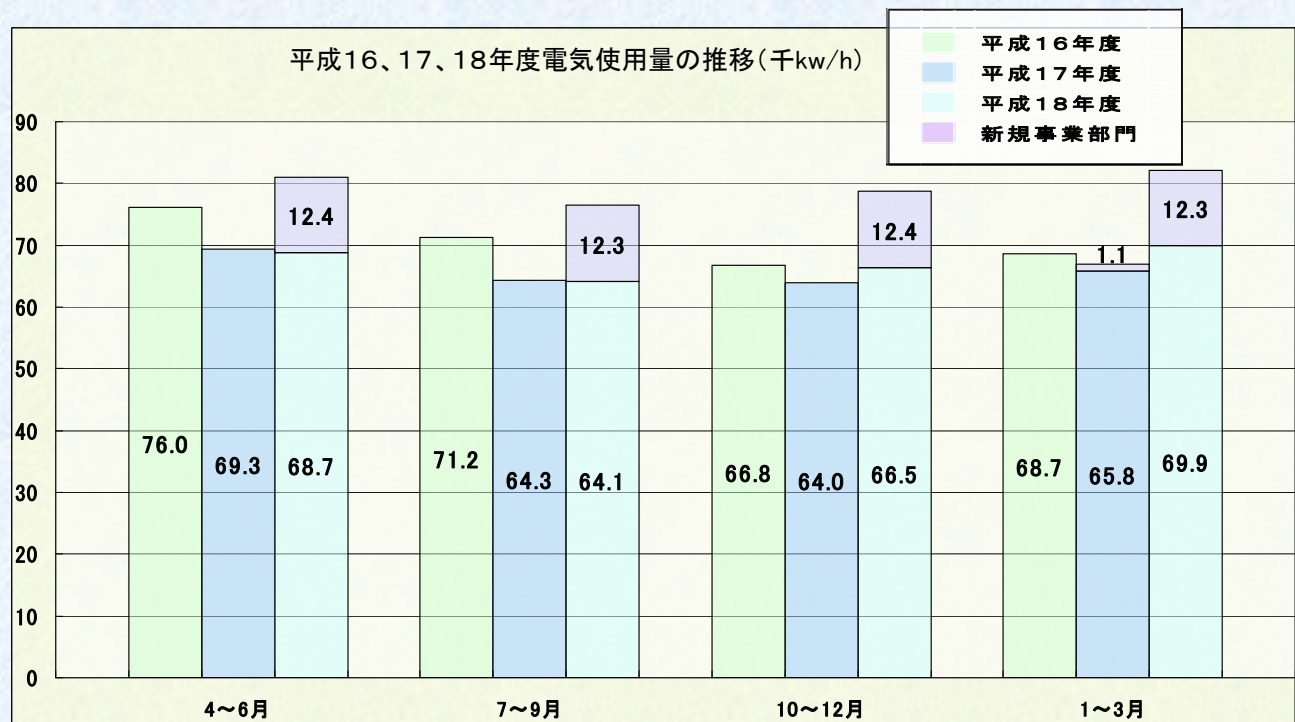
この結果、平成 18 年度の本部における電気使用量については、新規に設置された石綿健康被害救済業務部門を除くと基準年度（平成 16 年度）比 4 %の削減目標を達成しました。

大阪支部については、平成 16 年度に 10,644kw/h だった電気使用量が、平成 18 年度では 26,860kw/h と、152%の増となっておりますが、これは新たに開始された石綿健康被害救済業務に対応するため事務所を移転したことによるものと思われ、平成 18 年度を基準として今後削減に努めることとしました。

#### ■電力使用量における環境目標の達成度

| 目標項目          | 単位   | 16 年度実績<br>(基準年度) | 18 年度目標                        | 18 年度実績                           | 18 年度実績<br>(新規事業部門除)              | 削減量    | 評価 |
|---------------|------|-------------------|--------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------|----|
| 電力使用量<br>(本部) | Kw/h | 282,803           | 271,490<br>(対 16 年度比<br>:4%削減) | 318,528<br>(対 16 年度比<br>:12.63%増) | 269,167<br>(対 16 年度比<br>:4.82%削減) | 13,636 | 😊  |

※ 😊 ……目標達成 ☹️ ……目標未達成



(本部)

## ●用紙類の使用量の削減

用紙類については、資料の簡素化や両面コピーの推奨、LAN活用による機構内の連絡における紙使用の削減、保存書類の電子化推進などの対策を行いました。

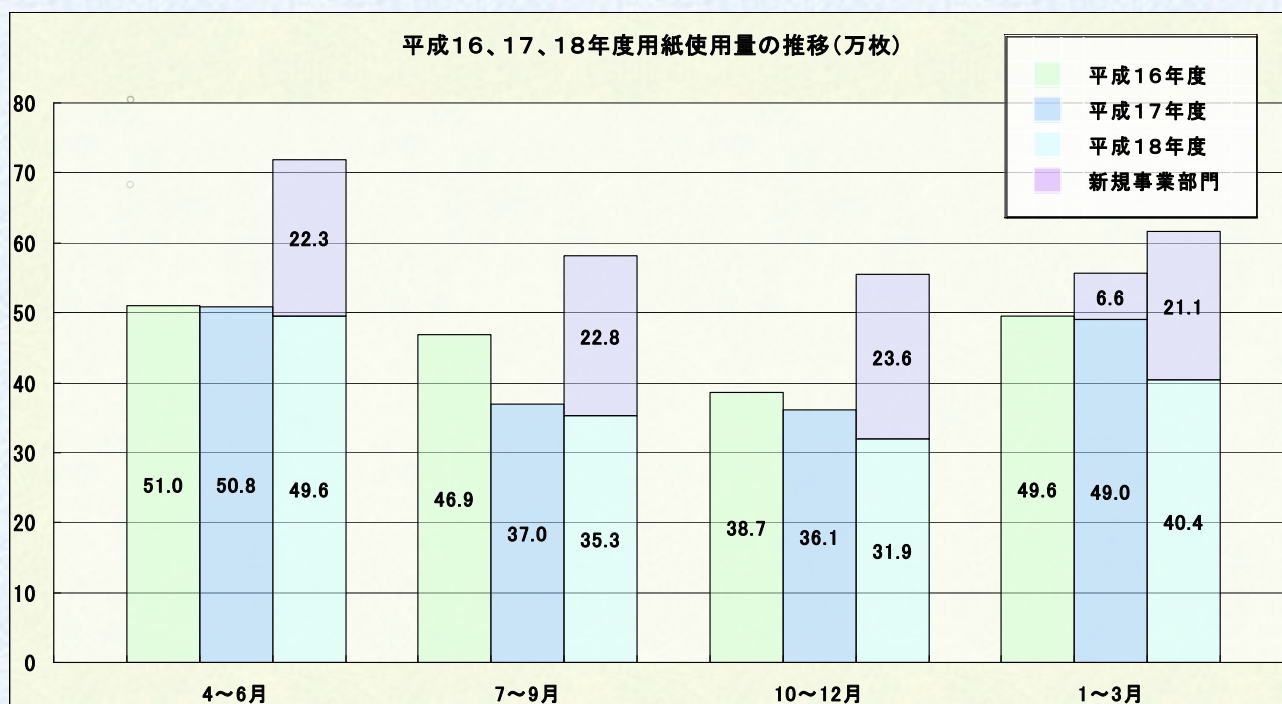
この結果、平成18年度用の紙の使用量については、本部では基準年度（平成16年度）比4%の削減目標を達成しました。

大阪支部については、平成16年度に31,581枚だったものが、平成18年度には47,100枚と、49%増加する結果となりましたが、その要因は、新たに開始された石綿健康被害救済業務と思われる。

### ■用紙使用量における環境目標の達成度

| 目標項目          | 単位 | 16年度実績<br>(基準年度) | 18年度目標                         | 18年度実績                            | 18年度実績<br>(新規事業部門除)                | 削減量     | 評価 |
|---------------|----|------------------|--------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|---------|----|
| 用紙使用量<br>(本部) | 枚  | 1,862,142        | 1,787,656<br>(対16年度比<br>:4%削減) | 2,470,643<br>(対16年度比<br>:32.68%増) | 1,572,136<br>(対16年度比<br>:15.57%削減) | 290,006 | 😊  |

※ 😊 ……目標達成    😞 ……目標未達成



(本部)

### ○ 水道水使用量

機構は、ミュージア川崎セントラルタワー等のビルの一部に事務所を構えているため、機構単独での水道使用量の把握を行うことは出来ませんでした。本部のあるミュージア川崎セントラルタワーでは、洗面所の水道は、手をかざしたときだけ水が出るようになっており、蛇口の開けっ放しによる無駄な水の量が制限されています。また、職員一人ひとりも節水を心がけ、ビル全体の水の使用量削減に貢献するよう、努めています。

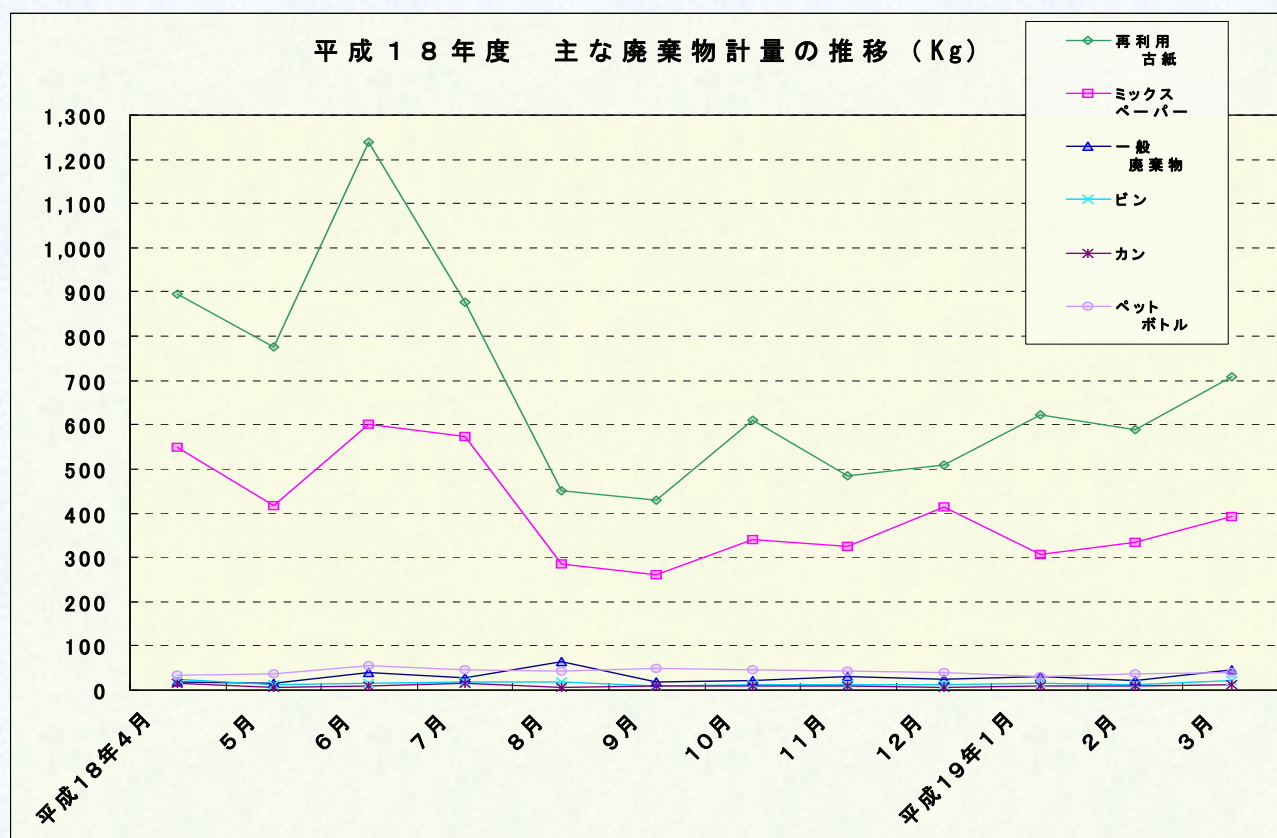
## ●分別回収の徹底

機構が入居しているビルでは、「ミックスペーパー」「再利用古紙」「ビン」「カン」等10種類の分別を行っており、リサイクルの推進に貢献しています。

分別回収を徹底した結果、一般廃棄物の量が前年度と比較して987kgから363kgへと大幅に減少しました。ミックスペーパーや古紙、ビン・カン・ペットボトルなどの資源ゴミについては、今後も分別回収の徹底を継続し、環境負荷の低減に努めていきます。

## ●分別項目別廃棄物量

|         | 一般<br>廃棄物 | ミックス<br>ペーパー | 再利用<br>古紙 | ビン  | カン  | ペット<br>ボトル | 発泡<br>スチロール | 産業<br>廃棄物 | 蛍光灯 | 乾電池 |
|---------|-----------|--------------|-----------|-----|-----|------------|-------------|-----------|-----|-----|
| 平成18年4月 | 18        | 549          | 894       | 24  | 16  | 34         | 2           | 113       | 0.4 | 0.0 |
| 5月      | 16        | 417          | 775       | 12  | 5   | 37         | 0           | 84        | 0.0 | 1.2 |
| 6月      | 41        | 600          | 1,238     | 16  | 10  | 54         | 1           | 149       | 0.0 | 1.2 |
| 7月      | 29        | 572          | 878       | 18  | 15  | 47         | 0           | 105       | 0.0 | 0.0 |
| 8月      | 65        | 284          | 450       | 19  | 8   | 42         | 0           | 73        | 0.0 | 0.4 |
| 9月      | 18        | 261          | 428       | 8   | 8   | 48         | 0           | 82        | 0.0 | 0.0 |
| 10月     | 22        | 340          | 610       | 11  | 10  | 47         | 0           | 85        | 0.0 | 0.2 |
| 11月     | 31        | 325          | 485       | 12  | 8   | 42         | 0           | 99        | 0.0 | 0.0 |
| 12月     | 24        | 412          | 510       | 12  | 7   | 39         | 1           | 104       | 0.0 | 0.4 |
| 平成19年1月 | 32        | 306          | 622       | 15  | 10  | 30         | 0           | 95        | 0.0 | 0.2 |
| 2月      | 20        | 333          | 589       | 11  | 8   | 37         | 0           | 118       | 0.0 | 0.0 |
| 3月      | 46        | 394          | 708       | 21  | 11  | 38         | 1           | 123       | 0.4 | 0.0 |
| 合計      | 363       | 4,793        | 8,184     | 180 | 115 | 495        | 7           | 1,229     | 1   | 3.6 |



## 富士建設事務所における取組

富士建設事務所は富士市役所内にあることから、富士市の地球温暖化防止対策実行計画に基づいた環境配慮の取組を行いました。（建設譲渡事業の施設整備終了に伴い、富士建設事務所は平成 18 年度末に廃止しました。）

### ■「富士市地球温暖化防止対策実行計画」（第二次計画）の行動内容（抜粋）

| 目 標                           | 実 施 項 目                              |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 施設での電気・<br>燃料使用量の削減           | 勤務時間内の不使用時、昼休み時間は、O A 機器の電源を切る。      |
|                               | 機器をO A タップに接続し、帰宅時は、支障の無い限り、待機電源を切る。 |
|                               | 勤務時間前、昼休み時間は消灯する。                    |
|                               | 明るい時間帯は窓側照明を消灯する。                    |
|                               | 計画的な事務執行に心がけ、ノー残業デーを設定し、夜間残業の削減に努める。 |
|                               | 上下3階以下の移動には、極力エレベーターを使用しない。          |
| 車両の燃料使用量<br>及び走行距離の削減         | 2 km 以内の現場には徒歩か自転車で行く。               |
|                               | 暖機運転はしない。（アイドリングストップ）                |
|                               | 空ふかし、急発進、急停車をしない。                    |
|                               | 低燃費車を優先的に利用する。                       |
| 出張等にはできるだけバス・電車等の公共交通機関を利用する。 |                                      |
| 水使用量の削減                       | 手洗い、食器洗いの際は、水の流しっぱなしを止め、節水に努める。      |
| 紙の使用量の削減                      | 両面でのプリンタ出力、コピー、印刷を徹底する。              |
|                               | コピー後は、必ずリセットし、コピーミスをなくす。             |
|                               | 会議資料・事務書類の簡素化を徹底する。                  |
|                               | 文書の共有化を徹底する。                         |
| 廃棄物の減量・<br>再資源化               | ファックス送信票は、できるだけ省略する。                 |
|                               | マイカップを使用し、紙コップなど使い捨て容器を使用しない。        |
|                               | 紙製品はできるだけリサイクルにまわす。                  |

## コラム（職員の声）

### 身近なところから環境負荷を考える

私は今年の3月まで、物品等の調達業務に携わり、「国および国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいて、環境負荷の低い物品等の調達を行ってきました。

時には、希望する調達物品が法律に適合しなかったため、代替の適合する物品を調達したこともありました。

私個人としては、長時間パソコンを使用しない  
時には電源を必ずオフにする、ミスプリントした紙をメモ用紙として使用する、昼食時にはMy箸を利用する、家庭では、洗濯する際には風呂場の水を使用する等、少しでも環境負荷の少ない生活を実行しています。



経理部 影山 武司

## (4) 環境物品等の調達状況

### 平成 18 年度の調達状況

平成 18 年度は、特定調達品目のうち、必要とする仕様を満たす対象物品が存在しない 2 品目を除き、全ての品目において、調達方針に定めた目標を達成することができました。特に事務用封筒については、調達方針が古紙配合率 40%以上に対して、古紙配合率 100%の製品を調達する等、基準を上回る製品の調達に取り組みました。また調達方針に従い、ボールペン・蛍光ペン類における詰替式の購入の徹底や、使用済みファイルの再利用、消耗品の一括購入など、環境配慮に努めています。

また、環境物品対象外の物品調達については、前年度に引き続き、OA機器の調達に当たって、より消費電力の少ないものを購入するようにしました。それ以外の物品についても、エコマークの認定を受けている製品など、より環境に配慮した製品を調達しました。

さらに、物品等の納入の際には、事業者の方に簡易包装をお願いするなど、グリーン購入や環境配慮についての考え方が、機構内だけでなく関係機関等へも広がるような取組を継続しています。その他、事業者の選定に当たっては、その規模に応じて、ISO14001 又は環境活動評価プログラム等により環境配慮を行っている事業者や、環境報告書を作成している事業者を優先するなど、幅広い観点からグリーン購入を推進しています。

#### ■代表的な品目におけるグリーン調達実施状況（平成 18 年度）

| 分野   | 品目       | 総調達量      | 目標値  | 調達率  | 評価 |
|------|----------|-----------|------|------|----|
| 紙類   | コピー用紙    | 15,705 kg | 100% | 100% | 😊  |
| 文具類  | 事務用封筒    | 46,410 枚  | 100% | 100% | 😊  |
|      | 付箋紙      | 1,539 個   | 100% | 100% | 😊  |
|      | ファイリング用品 | 5,035 個   | 100% | 100% | 😊  |
| 機器類  | いす       | 69 脚      | 100% | 100% | 😊  |
|      | 机        | 18 台      | 100% | 100% | 😊  |
| OA機器 | コピー機等    | 5 台       | 100% | 100% | 😊  |
| 役務   | 印刷       | 17 件      | 100% | 100% | 😊  |

※ 😊……目標達成    😞……目標未達

全ての特定調達品目の調達状況については、機構ホームページ上で公表しています。

(<http://koukai.erca.go.jp/low22/low22.html>)



## 10 社会的取組の状況

機構では、社会的役割を果たすための取組を推進しています。

機構は、「環境分野の政策実施機関として、真に環境施策の一翼を担う組織となる」ことを経営理念に掲げています。そのため、役職員一人ひとりが、環境分野において機構が果たすべき社会的役割を十分認識し、皆様から信頼される組織を目指して、高い倫理観、責任感をもって日常業務に取り組んでいます。

機構の社会的取組の一例として、情報の適正な管理に関する取組、セクシュアルハラスメント防止の取組とそれらの研修の実施、そして職員が働きやすい職場環境を作るための取組についてご紹介します。

### ■情報の適正な管理に関する取組

#### ・情報漏えいに対する取組

情報漏えい対策として、役職員の執務室に配置するパソコンの更新に際しては、更新後のパソコンには記憶装置を組み込まず、サーバー室で一括管理する方式（シンクライアント）としました。

また、機構が保有するシステムを、不正アクセスの被害から保護するため、ファイアーウォールの更新、情報セキュリティポリシーの見直しを行うなど、適正な管理に努めています。

#### ・個人情報の保護に対する対応

平成17年4月から施行された「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「個人情報の保護管理規程」を制定し、個人情報の保護に努めています。平成18年から機構業務となった石綿健康被害救済業務は日常的に個人情報を扱うことから、認定申請書類等は、特に厳重に保管し、管理を行っています。また、個人情報の保護措置を講じた認定・給付システムを構築しました。



### ■セクシュアルハラスメント防止の取組

機構では、セクシュアルハラスメントにより問題が生じた場合に適切に対応できるよう、機構内で指名されている相談員に相談し速やかに問題に対処できる体制を整備し、セクシュアルハラスメントの防止に努めています。

### ■研修の実施

役職員を対象に、「環境教育の推進のための環境保全に関する研修」、「コンプライアンス・セクシュアルハラスメント防止に関する研修」、「情報セキュリティポリシー」に関する研修等を実施し、役職員の知識の習得と意識の向上を図っています。



## ● 職員の健康管理の取組

機構では、職員が健康で安心して働くことのできる職場とするため、法令に基づき一般健康診断のほか、衛生委員会において次のような取組を行いました。

- ・労働安全衛生法の改正を踏まえたメンタルヘルス対策として、「ストレス・メンタルヘルス関連調査」を平成18年度に実施しました。
- ・定期健康診断の結果をもとに、職員の健康面での問題傾向を分析し、必要に応じて産業医の個別指導を行いました。
- ・安全な労働環境が維持されているかどうか、定期的にオフィスの巡視を実施しました。
- ・肥満等の生活習慣病の傾向が見られる職員に対して、生活習慣の改善指導等を行いました。
- ・全職員を対象に、産業医による講演会を開催し、職員の健康に対する意識を高めました。
- ・インフルエンザ流行の予防対策を呼びかけました。

### 「機構職員の健康管理について」

産業医 高田 礼子 氏

機構の発足とともに産業医を引き受けて4年目を迎えました。機構における「働きやすい職場環境への取組」として健康管理の面から重要なのは、「メンタルヘルス対策」です。

メンタルヘルス対策は、職員個人のストレス対処能力を高めるほかに、各職場におけるストレスを軽減する環境改善も大切です。職場のストレス軽減には、単に仕事の量的負担を取り除くよりも、達成感や裁量権を与える工夫をした方が効果的です。そこで、上司のコミュニケーションスキルの一層の向上が課題になります。

メンタルヘルス不全問題に対して受け身的リスク管理として対応するのではなく、組織として積極的に予防に取組んでいく必要があると考えます。



機構産業医 高田 礼子 (たかた あやこ) 氏  
(聖マリアンナ医科大学講師)

## ● 保安・防災の取組

災害から職員を守るため、年1回オフィスビル全体で実施される防災訓練に参加し、職員で組織された自衛消防隊を中心に、災害時を想定した避難誘導等を行っています。

また、「大規模地震対策措置法」に基づき、地震災害等に備えた災害対策本部設置や緊急時連絡体制等を明記した「地震対策実務マニュアル」を整備しています。

さらに、職員全員に「非常持出品セット」と防災用ヘルメットを支給するなど、万一の大災害に備えた職員の安全確保に努めています。

また、日常の職員の安全対策として、ビル管理会社と協力したセキュリティカードによる入館管理や、身分証による入室制限などを行っています。



## 11 皆様とのコミュニケーション

機構は皆様とのコミュニケーションを大切にしながら業務を行っています。

機構は、環境分野の政策実施機関として、皆様に広く事業内容をご理解いただくとともに、業務の更なる改善を図るべく、皆様との様々なコミュニケーションを大切にしています。

この「環境報告書 2007」を、機構のステークホルダーを代表してお二人の方に読んでいただき、ご感想やご意見をお聞きしました。

### 川崎市環境局長 丸山 學氏に聞く

#### ■□——「環境報告書 2007」をお読みいただいた感想は？

特集1のエコドライブコンテストでは、12ページで佐川急便（株）川崎店さんが環境大臣賞を受賞されたことが取り上げられていますが、実はこのことがきっかけとなって、川崎市も市長の指示のもと、全面的にエコドライブに取り組むことになりました。平成19年2月に、関係団体の皆さんと「かわさきエコドライブ推進協議会」を設立し、また3月22日には「かわさきエコドライブ宣言」を行いました。6月末の時点で、エコドライブ宣言登録者数は事業者・個人合わせて6,000件を超え、また11月の「エコドライブ月間」には、各種のイベントが計画されています。川崎市がこうしたエコドライブ推進の施策を実施している時期に、機構の環境報告書の特集記事としてエコドライブが取り上げられたことを喜ばしく思います。

#### ■□——特集記事は今回の報告書の特徴の一つとなっています。その他の記事はいかがでしょう？

特集2の緑地事業の中で触れられていた「循環林」の考え方については、CO<sub>2</sub>固定の手段として有効だと思います。緑地は地球温暖化対策のみならず、ヒートアイランド対策などにも効果的であり、大変素晴らしい事業だと感じました。

機構は今後も、今回の特集記事で取り上げられているような、地球温暖化対策に関する事業を推進して欲しいと思います。

また、オフィスにおける環境配慮の取組についての記事も興味深いものがありました。川崎市でも庁舎から出る廃棄物の実態の把握と削減に向けた対策を実施していますが、廃棄物の分別等について全国共通の指標ができれば、他の自治体や企業との比較も容易になると考えています。そうした比較可能な基準作りも、国の機関である機構に取り組んでいただきたいと思います。

#### ■□——今後機構に期待することは？

機構と川崎市は、以前から公害健康被害補償業務や大気汚染の調査事業などの公害健康被害予防事業を共に協力して進めてきましたが、機構の本部が川崎市に移ってからは、より身近にご一緒させていただく機会が増えています。

今後も環境に関わる事業について、機構と連携して取り組んでいきたいと思っています。



丸山 學（まるやま まなぶ）氏

昭和47年 川崎市公害局（当時）入所。水質汚濁対策、自動車環境対策に長く携わり、ディーゼル車対策を推進。現在、川崎市環境局長。



■□——「環境報告書 2007」をお読みいただいた感想は？

日本の会社の環境報告書は、内容こそきちんと漏れなく書かれていますが、その反面、どこの会社のものも代わり映えがなくて、面白くないという欠点もあります。「環境報告書をきちんと読むのは、エコファンドの投資家と卒論のテーマに行き詰まった大学生だけ」という悪口を言う人がいます。どうせ作らなければならないのであれば、専門家や大学生以外の人たちにも手にとってもらえるものが良いと思います。その点で、この環境報告書は特集記事の掲載などもあって、面白い報告書をめざす努力がされていると思います。

外部の方の声をもっと多く載せたら、さらに良くなったと思います。たとえば、地球環境基金助成事業についての海外の現地からの声や、エコカーワールド来場者の感想、緑地事業で造成された公園の利用者の声などです。こうした方々の生の声をコラムのような形で紹介すれば、より面白い報告書になるのではないかと思います。

■□——昨年の「環境報告書 2006」に寄せられたご意見を踏まえ、読みやすさには特に注意を払いました。その他にお気づきの点はありますか？

法律や行政の専門用語がまだ多いように思います。もう少しやわらかく分かり易い表現にする余地があるのではないかと感じました。「分かり易さ」と「専門性」のバランスは、どういう読者を想定するかで違ってくると思いますので、誰を読み手とするかを、しっかり見据えて編集することが、環境報告書を作る上で重要だと考えます。

■□——次回の環境報告書に期待することは？

私は国際協力の研究を行っているので、機構の仕事の中では、地球環境基金事業に興味があります。環境報告書でもっと実例報告を取り上げて頂ければ、海外での環境保全につながる実績もアピールできるのではないのでしょうか。関心を持つ方も多いと思います。

この環境報告書は、外部に委託せずに機構の職員の方々が独自に作成されているとうかがって感心しています。今後も若い人の感性を生かした、楽しい報告書になるよう期待しています。



藤倉 良（ふじくら りょう）氏  
理学博士（インスブルック大学）。九州大学助教授、立命館大学教授などを経て、現在、法政大学人間環境学部教授。  
著書に『環境問題の杞憂』（新潮新書）、訳書に『生物多様性の意味』（ダイヤモンド社）など。

川崎市環境局の丸山局長からは、川崎市がエコドライブ活動を推進するきっかけになったのが、機構が主催するエコドライブコンテストで市内の事業者が受賞したことだとうかがって、非常にうれしく、かつ光栄に思いました。

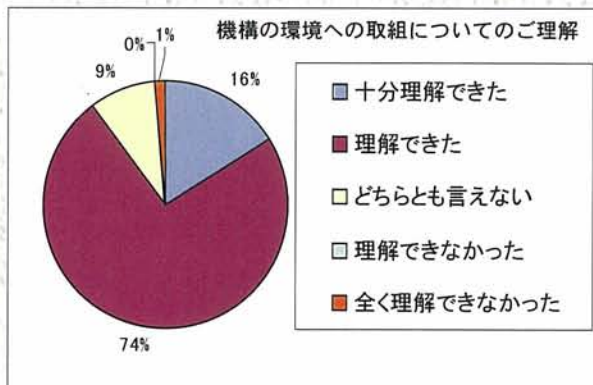
法政大学の藤倉教授からは、今回の環境報告書を評価していただいた上に次回の環境報告書についてのご助言をいただき、大変参考になりました。

お忙しい中貴重なお時間を割いてインタビューに応じていただいたお二人には、この場を借りて改めて御礼を申し上げたいと思います。

昨年機構で作成した「環境報告書 2006」は、平成 19 年 7 月末までに約 1,500 部を配布し、また機構ホームページ上に掲載した環境報告書のアクセス数は約 3,000 件となっています。

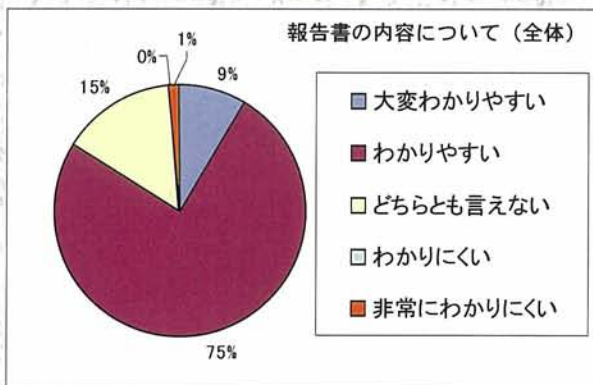
ここでは、「環境報告書 2006」に対して読者の皆様からお寄せいただいたアンケートの回答結果と、そのご意見を今回の「環境報告書 2007」の編集に際してどう反映させたかを紹介します。

(回答者数：68 人 内訳：①企業・団体の環境担当者：4 人 ②国・地方公共団体関係者：55 人 ③医療関係者：2 人 ④その他：7 人)



問. 環境再生保全機構の環境への取組についてご理解いただけましたか。

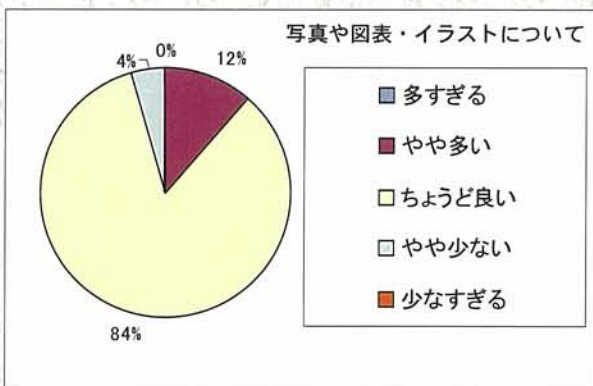
全体の約 9 割が「十分理解できた」または「理解できた」との回答でした。このことから、おむねご理解を得られる内容であったと考えています。



問. 環境報告書の内容について、どのようにお感じになりましたか。

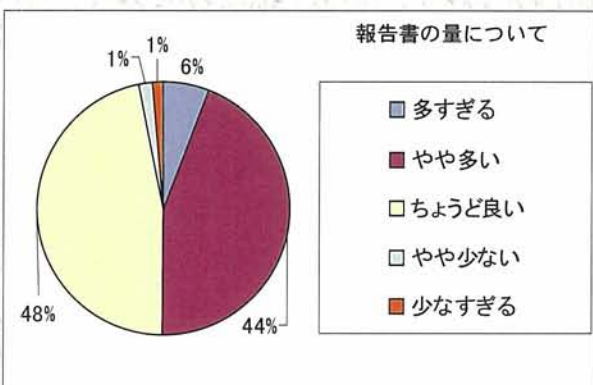
《全体について》

全体についての感想は、「大変わかりやすい」「わかりやすい」との回答が 8 割以上であり、全体としてわかりやすい報告書であったと考えております。



《写真や図表・イラストについて》

写真や図表・イラストについては、「ちょうど良い」との回答が全体の 8 割以上を占めています。読みやすさを意識して写真や図表を多く使用しましたが、「ちょうど良い」との評価をいただき、今回の報告書でも適切な写真・図表の使用を目指しました。



《量について》

量については、「ちょうど良い」と「多い」(「やや多い」+「多すぎる」)との意見が、ほぼ半々となる結果でした。この結果を受けて、今回の報告書では全体のページ数を減らし、全体としてコンパクトにまとめるよう努力しました。

## 環境報告書の作成にあたって

この環境報告書は、機構の各部より選出した編集委員からなる「環境報告書 2007 編集委員会」が中心となって作成いたしました。

### 参照ガイドライン

- ・環境省「環境報告書ガイドライン（2003 年度版）」
- ・環境省「環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～（2007 年版）」
- ・環境省「環境報告書の記載事項等の手引き」（平成 17 年 12 月）

### 主な関連公表資料

- ・独立行政法人環境再生保全機構ホームページ（ <http://www.erca.go.jp/> ）
- ・独立行政法人環境再生保全機構パンフレット
- ・平成 18 年度業務実績報告書

上記資料は、独立行政法人環境再生保全機構ホームページからもご覧いただけます。

次回発行予定 平成 20 年 9 月

## 環境省「環境報告書の記載事項等の手引き（平成 17 年 12 月）」対照表

| 「環境報告書の記載事項等の手引き」の項目     | 本報告書の該当ページ                      |
|--------------------------|---------------------------------|
| 〔 1 〕 事業活動に係る環境配慮の方針等    | P5                              |
| 〔 2 〕 主要な事業内容、対象とする事業年度等 | P2～4、P6～11、P14～19、P22～24、P26～36 |
| 〔 3 〕 事業活動に係る環境配慮の計画     | P37                             |
| 〔 4 〕 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等 | P38                             |
| 〔 5 〕 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等 |                                 |
| 総エネルギー投入量                | P39（電気使用量の削減）                   |
| 総物質投入量                   | P40（用紙類の使用量の削減）                 |
| 水資源投入量                   | P40（水道水使用量）                     |
| 温室効果ガス等の大気への排出量          |                                 |
| 化学物質の排出量・移動量             |                                 |
| 総製品生産量又は総商品販売量           |                                 |
| 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量        | P41（分別回収の徹底）                    |
| 総排水量                     |                                 |
| 輸送に係る環境負荷の状況             |                                 |
| グリーン購入・調達の状況             | P43                             |
| その他の環境配慮の取組              | P42                             |
| 〔 6 〕 製品・サービス等に係る環境配慮の情報 | P25、P28                         |
| 〔 7 〕 その他                |                                 |
| コミュニケーション                | P12～13、P20～21、P46～48            |
| 規制の遵守状況                  | P44～45                          |

本環境報告書の発行にあたり、記載内容の信頼性を高めるために、作成部署から独立した立場にある監事（伊藤一秀、浅野一磨）による評価を実施いたしました。監事より示された意見は、以下のとおりです。

### 独立行政法人環境再生保全機構「環境報告書 2007」への監事意見

平成 19 年 9 月 13 日

#### ○伊藤監事の意見

##### 1. 評価の視点

「環境報告書 2007」において、環境分野における政策実施機関である機構がどのような業務を実施しているかの情報の理解容易性及び業務の実施にあたっての環境配慮取組への適切性の観点から、評価を行いました。

##### 2. 手続きの内容

定期監事監査における業務監査を踏まえるとともに、環境省「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き[改訂版]」を参考にして実施しました。

##### 3. 評価結果

1) 環境保全を目的とする機構の各業務が図表を使い分かりやすく説明されていました。特集や関係者及び職員の声を載せることで、業務への一層の理解促進と分かりやすくしようという工夫が見られます。今後は、法律用語をわかり易くする工夫やさらに各業務の環境保全への貢献度などもわかるようなデータ掲載を期待します。

2) 業務の実施にあたっての環境配慮のための基本方針、取組体制、取組の経年実績値が示され、適切に環境配慮への取組が行われています。社会的ニーズに対応して、情報の適正な管理など社会的取組の状況の記載が入りました。項目・情報・指標についてはまだ検討の余地はありますが、今後とも適切な情報提供を期待します。

3) 昨年に引き続き、職員が横断的に集まり、職員自身の手で環境報告書を作成したことは、機構及び各自の業務理解や環境問題の関連・広がりを知る上で有用と考えます。このような報告書作成の内部機能を今後とも重視するとともに、外部機能である社会とのコミュニケーションに、このツールのさらなる活用を期待します。

#### ○浅野監事の意見

当機構は、旧環境事業団から引き継いだ緑地整備事業が、平成 18 年度に完成した富士西公園を最後として終了したことに伴い、環境負荷に直接的な関連を持つ事務事業は、いわゆるデスクワークを除けば、保有する車両がないことも含めて、ほとんどない実情にあります。

しかし、当機構は、環境問題に直接起因する公害健康被害補償業務及び予防事業、石綿による健康被害救済業務、また、地球環境基金等による環境保全活動を行う民間非営利団体に対する助成・振興事業等を主たる業務としています。このようなことからこの報告書は、それら環境問題と深い関係のある業務の実施状況について、環境負荷軽減にも最大限の配慮を払いつつ、着実な成果を上げていることを中心として記述されています。この点においていわゆる「環境報告書」とは趣を異にする面があることは否めないが、読者の皆様には、当機構が環境問題を直接担当する国の機関であることをご理解の上、この報告書をお読みいただければ幸いです。

## 編集後記

私ども独立行政法人環境再生保全機構では、昨年に引き続き、構成・執筆からデザインまで、職員自身の手で環境報告書を作成し、公表しました。昨年の「環境報告書 2006」については、多くの皆様からご意見・ご感想をお寄せいただき、ありがとうございました。

この「環境報告書 2007」の編集にあたっては、平成 19 年 2 月から 9 月までの間に、各部の職員から構成される「環境報告書 2007 編集委員会」を 15 回開催し、議論を重ねて作業を進めました。

今回の報告書では、「より読みやすく、より分かりやすい報告書」を目指し、写真・図表を多く使用し、また全体の分量を少なくして、可能な限り記載内容が見開きで完結するように工夫しました。さらに、機構の業務の中から読者の皆様の関心が高いと思われるものを選び、改めて取材を行って、特集記事を作成しました。

また、外部の方とのコミュニケーションを図るように努めました。エコドライブ特集記事でインタビューに応じていただいた館内端様と佐川急便株式会社の木下仁志様ならびに小槻博文様、緑地事業特集の座談会に参加いただいた平野侃三様と清水一雄様、職員の健康管理の取組に関するコラムを執筆いただいた産業医の高田礼子様、ご多忙の中、環境報告書を読んでいただき、ご意見・ご感想をいただいた丸山學様と藤倉良様には、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

読者の皆様が、この報告書を通じて当機構の取組に少しでも関心を持っていただければ幸いです。ご意見・ご感想、あるいは機構の活動へのご提言など、皆様からのお声をお待ちしております。

### 「環境報告書 2007」編集委員会

委員長 能登 幹雄

副委員長 柳橋 泰生

|    |       |       |
|----|-------|-------|
| 委員 | 赤城 加洋 | 小林 大  |
|    | 齋木 雅恵 | 佐藤 康夫 |
|    | 白石 哲次 | 杉崎 浩和 |
|    | 中村 真悟 | 西村 鮎美 |
|    | 村岡 千秋 | 吉澤 境  |



表紙イラスト：環境再生保全機構作成

「健康管理カレンダー2007年」より

健康管理カレンダーは、ぜん息予防や早期の健康回復のための健康管理に継続的に取り組んでもらうきっかけとすること等を目的として作成され、地方公共団体が行う健康相談事業や機能訓練事業等の参加者などに配布しています。

## 独立行政法人 環境再生保全機構



### 報告対象組織

本環境報告書は、独立行政法人環境再生保全機構の全組織の環境配慮の取組等について報告しています。

|         |   |                        |
|---------|---|------------------------|
| 本部      | 〒212 - 8554<br>神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番<br>ミュージア川崎セントラルタワー | 電話<br>044 - 520 - 9501 |
| 大阪支部    | 〒530 - 0002<br>大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目 1 番 49 号              | 06 - 6342 - 0780       |
| 富士建設事務所 | 〒417 - 8601<br>静岡県富士市永田町一丁目 100 番富士市役所内               |                        |

建設譲渡事業の施設整備終了に伴い、平成 18 年度末に富士建設事務所は廃止しました。

### 報告対象期間

平成 18 年度（平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月）についての取組を中心に掲載しました。

環境報告書は、下記ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス：<http://www.erca.go.jp/>

2007 年 9 月発行